中 標 津 町
障 が い 者 計 画
第５期障がい福祉計画
第１期障がい児福祉計画
（ 素 案 ）

“かけがえのない一人ひとりが　こころ豊かに暮らすまち”

中　標　津　町

障 が い 者 計 画	2018（平成 30）年度～2023（平成 35）年度
第５期障がい福祉計画	2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度
第１期障がい児福祉計画	2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度

「障害」の表記について

本計画において、本計画の名称と人や人の状況を表す場合は「障害」を「障がい」の表記に変更しました。

ただし、法令や固有名称、組織名、現計画名、事業制度等の固有名称、医学的用語等と資料編の用語解説は従前どおりとします。

また、主管課長会議資料などに掲載された図中の「障害者」等についても、「障害」表記のままとしました。

目　　次

第１章 計画の策定に当たって 1

１－１ 計画策定の趣旨 1
（1） 法改正等の主な動き 1
（2） 計画策定の目的 2

１－２ 計画の位置づけと期間 3
（1） 計画の期間 3
（2） 計画の位置づけ 3
（3） 「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の関係 4

１－３ 関連する計画等 5

１－４ 計画の対象者 6

１－５ 道計画における圏域設定 6

１－６ 計画の策定体制 6

第２章 中標津町障がい者等の状況 7

２－１ 障がい者等の推移 7
（1） 障がい者数全体 7
（2） 身体障がい者 8
（3） 知的障がい者 10
（4） 精神障がい者 10
（5） 児童・生徒数 11
（6） 難病患者 12

２－２ 障がい者を取り巻く環境 13
（1） 公共施設のバリアフリー化 13
（2） サービス事業者一覧表 14
（3） 障がい福祉関係団体・ボランティア団体の活動状況 15
（4） 当事者懇談会（団体ヒアリング） 17
（5） 障がい者（児）アンケート調査 20

２－３ 重点的に取り組んだ事業 33

（1）　根室圏域障がい者総合相談支援センターの機能強化 33
（2）　グループホームの整備 33
（3）　就労継続支援（A 型・B 型）事業の整備 33
（4）　放課後等デイサービス事業の整備 34
（5）　手話を使える人材の育成（手話奉仕員養成講座開催） 34
（6）　成年後見制度・法人後見センターの整備 34

２－４　今後の施策推進に向けた横断的視点 35

第３章　計画の基本的な考え方 37

３－１　基本理念 37

３－２　基本目標（施策展開の基本方向） 39
（1）　地域における生活支援 39
（2）　自立と社会参加の促進 39
（3）　ともに支えあう福祉のまちづくり 39

３－３　施策の体系 40

第４章　施策の展開 41

４－１　地域における生活支援 41
（1）　相談支援と権利擁護の推進 41
（2）　保健・医療の充実 45
（3）　生活支援の充実 47

４－２　自立と社会参加の促進 51
（1）　教育・療育の充実 51
（2）　雇用・就労の推進 55
（3）　社会参加の促進 57

４－３　ともに支えあう福祉のまちづくり 59
（1）　ともに支えあうまちづくり 59
（2）　生活環境の充実 61

第５章　中標津町障がい福祉計画 63

５－１　基本的な考え方 64

（1）　障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について 64
（2）　基本理念 67
（3）　障がい福祉計画・障がい児福祉計画が目指す目的 68
（4）　障害者支援法に基づく給付・事業 68

５－２　平成 32（2020）年度の成果目標 69
（1）　福祉施設入所者の地域生活への移行 69
（2）　福祉施設から一般就労への移行目標 69
（3）　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 70
（4）　地域生活支援拠点等の整備 70

５－３　障害福祉サービス等の提供状況（実績） 71
（1）　居住系サービス 71
（2）　日中活動系サービス 72
（3）　訪問系サービス 75
（4）　相談支援等 76
（5）　地域生活支援事業 77

５－４　障害福祉サービス等の見込量と確保の方策 80
（1）　居住系サービス 80
（2）　日中活動系サービス 82
（3）　訪問系サービス量の見込み 88
（4）　相談支援等 90
（5）　地域生活支援事業（市町村事業） 91

第６章　第１期障がい児福祉計画 96

６－１　障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 97
（1）　地域支援体制の構築 97
（2）　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 97
（3）　地域社会への参加・包容の推進 98
（4）　特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 98

６－２　平成 32（2020）年度の成果目標 100
（1）　障がい児支援の提供体制の整備 100

６－３　障がい児福祉サービスの提供状況（実績） 102
（1）　障がい児通所支援 102

６－４ 障がい児を対象としたサービスの見込量 103
（1） 障がい児通所支援 103

第７章 計画の推進に向けて 105

７－１ 計画の推進体制 105
（1） 計画の普及･啓発 105
（2） 理解の促進 105
（3） 関係団体・関係機関の連携 105
（4） 計画の策定後の点検･推進体制 106

資料編 107

１ 用語の説明 107

２ 中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置規程 114

３ 中標津町障害者地域自立支援協議会設置規程 116

４ 策定委員会会議経過 117

５ 中標津町障害者地域自立支援協議会委員名簿等 118

第１章 計画の策定に当たって

１－１ 計画策定の趣旨

（1）法改正等の主な動き

中標津町（以下、本町という。）において、平成 24 年 3 月に「中標津町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定した後、国においては、「障害者権利条約」の締結に向け、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法という。）の成立（平成 24 年 6 月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成 25 年 6 月）など、障がい者のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がい者の権利を保障する取組が進められてきました。

最近の施策の主な動き	
平成 27 年 1 月	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 ● 指定難病に対する医療費の助成 ● 難病の医療に関する調査及び研究の推進
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法の施行 ● 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止 ● 合理的配慮の提供
平成 28 年 5 月	成年後見制度利用促進法の施行 ● 成年後見制度利用促進委員会の設置
平成 28 年 6 月	ニッポン一億総活躍プラン（閣議決定） ● 障がい者、難病患者、がん患者等の活躍支援、地域共生社会の実現
平成 28 年 8 月	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行 ● 発達障害者支援地域協議会の設置 ● 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成 30 年 4 月	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正による施行 ● 自立生活援助の創設 ● 就労定着支援の創設 ● 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ● 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定） ● 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

（2）計画策定の目的

中標津町では、平成 19 年 3 月に策定した「中標津町障がい者計画・障がい福祉計画」から引き続き、『かけがえのない一人ひとりが　こころ豊かに暮らすまち』の理念の下、「ノーマライゼーション社会の実現」を目指してきました。

国においては、平成 25 年 4 月に、障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の定義に難病等が追加されました。また、「障害者基本法」の基本原則である“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

さらに、「障害者基本法」の改正において、目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などを規定し、その法律に基づき「障害者基本計画（第３次）」を平成 25 年 9 月に策定しました。

このように、障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化しており、このような国の動きを反映させるとともに、社会情勢の新たな変化や障がい者のニーズに応じたサービスの提供が図れるよう、当事者懇談会やアンケート調査などの意見を踏まえて、障がいのある人もない人も一体となって、個人の自立と社会参加、地域社会における「共生」が促進されるまちづくりを目指し、障がい者福祉施策の基本となるべき「中標津町障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、更に児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

1－2 計画の位置づけと期間

（1）計画の期間

「障がい者計画」の計画期間は、平成 30（2018）～平成 35 年度（2023）までの 6 か年とし、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画期間は、平成 30（2018）～平成 32 年度（2020）までの 3 か年とします。

（2）計画の位置づけ

「中標津町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、最上位計画である中標津町総合発展計画の保健福祉分野における障がい福祉部門計画に位置づけられます。

■ 計画の位置づけ

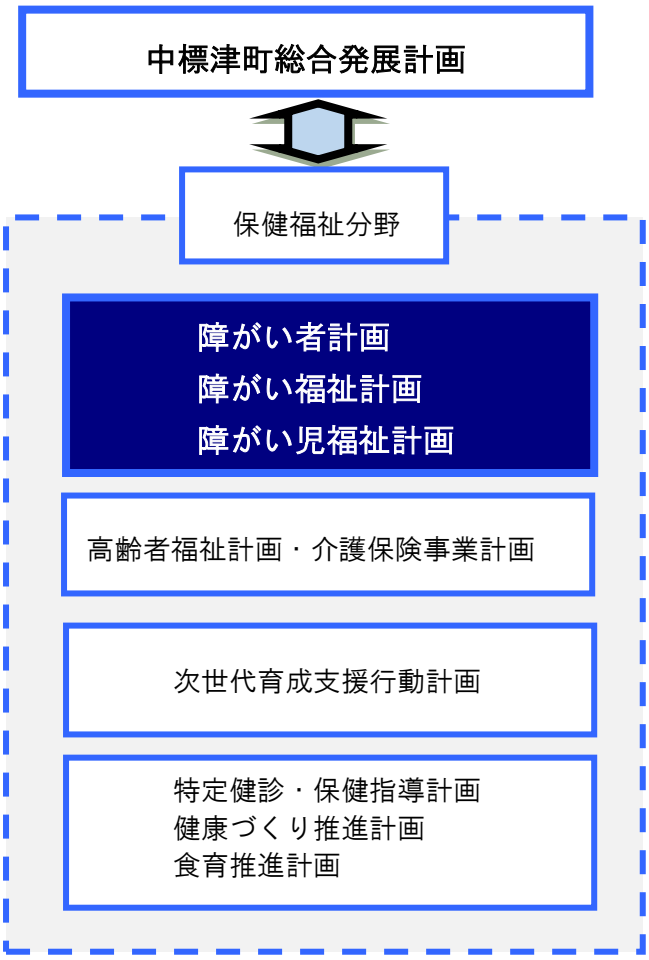

（3）「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の関係

「中標津町障がい者計画」は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、中標津町における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

「中標津町障がい福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条第 2 項に基づき策定されるもので、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について、必要なサービス見込みとその確保策について定めるもので、障がい者計画の中の「生活支援策」についての実施計画的な位置づけとなります。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい児福祉計画」を定めることとなりました。「障がい児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障がい児福祉計画で、障害児通所支援等の提供体制の確保や基盤整備の目標を定めるものです。

しかし、「障がい児福祉計画」は「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされており、本町における「中標津町障がい児福祉計画」は、「中標津町障がい福祉計画」と一体的に策定するものとします。

■「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の関係

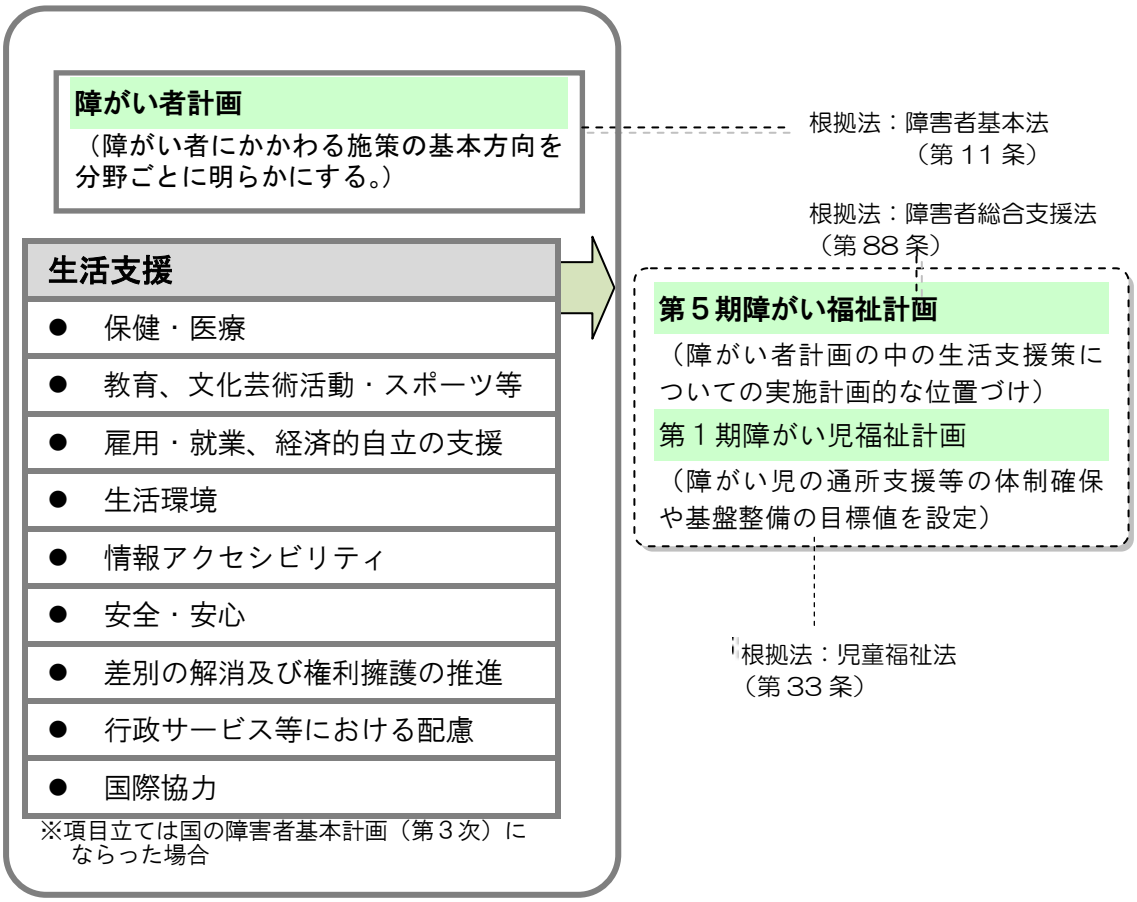

1－3 関連する計画等

■関連する国の計画や町の計画等　　平成(年・年度)

18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
								■障害者権利条約の批准（H26）									
					●障害者基本法の改正（H23 年）												
障害者基本計画（第２次）（H15 年～H24 年）							障害者基本計画（第３次）（H25 年～H29 年）										
重点（前期）		重点施策実施５か年計画（後期）															
						●障害者総合支援法の成立（H24 年）											
					●障害者虐待防止法の成立（H23 年）												
						●障害者優先調達法の成立（H24）											
●障害者雇用促進法改正（H17）							●障害者雇用促進法改正（H25）										
							●障害者差別解消法の成立（H25）										
							●難病法の成立（H25）										
										●障害者総合支援法及び児童福祉法の一部の改正（H28）							
●障害者発達支援法の成立（H16）										●障害者発達支援法の改正（H28）							
第５期町総合発展計画					第６期中標津町総合発展計画												
	中標津町障がい者計画（H19 年～H23 年）					中標津町障がい者計画（H24 年～H29 年）						中標津町障がい者計画（H30 年～H35 年）					
第１期中標津町障がい福祉計画			第２期中標津町障がい福祉計画			第３期中標津町障がい福祉計画			第４期中標津町障がい福祉計画			第５期中標津町障がい福祉計画					
												第１期中標津町障がい児福祉計画					
高齢者保健福祉計画 第３期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第４期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第５期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第６期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第７期介護保険事業計画					

1－4 計画の対象者

この計画における「障がい者」は、障害者基本法第 2 条に規定する「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障がいのある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」なども含みます。

1－5 道計画における圏域設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。

なお、この圏域は、第二次地域福祉圏域と同様、本道を 21 に区分しています。

中標津町は、根室障がい保健福祉圏域に位置づけられています。

1－6 計画の策定体制

計画の策定に当たり、障がい者と障がい児を対象とする２種類のアンケートを実施しました。また、団体代表懇談会を開催し、現状での課題を抽出する基礎資料としました。

なお、審議決議機関として、関連団体代表や学識経験者からなる「中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」を開催し、障がい者計画及び障がい福祉計画について協議し策定しました。

第２章　中標津町障がい者等の状況

２-１ 障がい者等の推移

（1）障がい者数全体

障がい者数（各障がい手帳所持者数）は、平成 29 年現在 1,196 人となっており平成 25 年以降大きな変化がなく推移しています。

身体障がい者では、平成 27 年以降減少傾向にあるように見えますが、知的障がい者及び精神障がい者は増加傾向にあります。

■障がい者数の推移（各年 4 月 1 日現在）　（単位：人）

区分 ＼ 平成	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
合　計	1,158	1,185	1,194	1,189	1,185	1,196
身体障がい者（児）	874	885	880	860	840	845
18 歳未満	23	22	18	18	13	12
18～64 歳	281	277	276	245	236	244
65 歳以上	570	586	586	597	591	589
知的障がい者（児）	198	208	228	237	251	248
18 歳未満	59	62	65	66	73	71
18～64 歳	133	139	156	164	171	170
65 歳以上	6	7	7	7	7	7
精神障がい者	86	92	86	92	94	103
18 歳未満			1	2	2	1
18～64 歳	78	83	74	83	84	93
65 歳以上	8	9	11	7	8	9

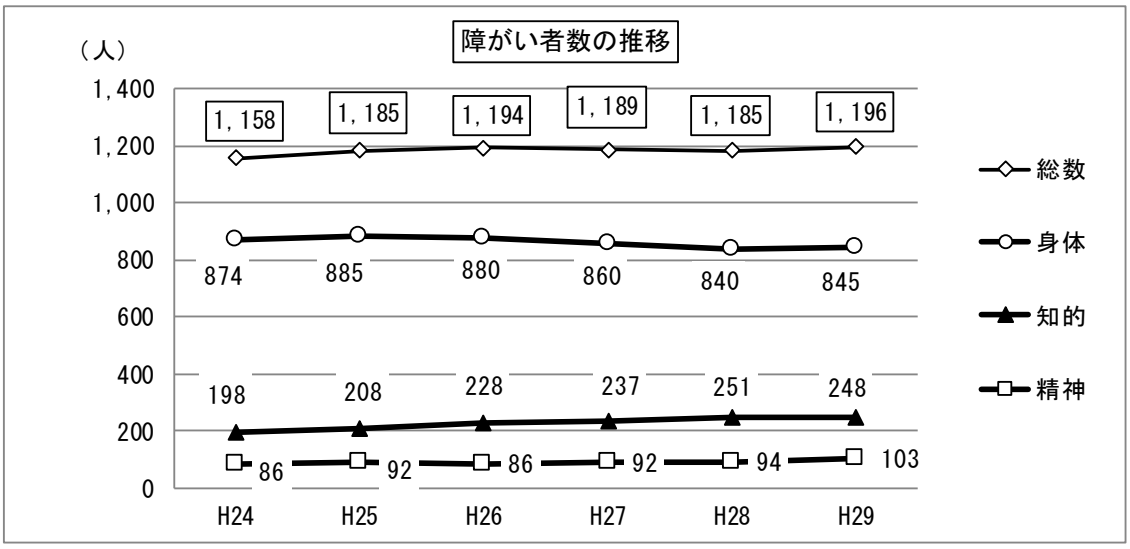

（2）身体障がい者

１）障がい種別

平成 29 年の身体障がい者数を障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く 493 人で、全体の 55.6%を占めます。次いで、「内部障がい」の 263 人で 29.7%です。

■障がい種別身体障がい者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

区　　分	平成 単位	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
視覚障がい	（人）	64	62	54	51	50	49
聴覚（平衡機能）障がい		72	73	74	69	66	68
音声言語障がい		11	12	14	11	13	14
肢体不自由		513	519	511	507	497	493
内部障がい		260	265	250	256	246	263
合　　計		920	931	903	894	872	887
視覚障がい	（%）	7.0	6.7	6.0	5.7	5.7	5.5
聴覚（平衡機能）障がい		7.8	7.8	8.2	7.7	7.6	7.7
音声言語障がい		1.2	1.3	1.6	1.2	1.5	1.6
肢体不自由		55.8	55.7	56.6	56.7	57.0	55.6
内部障がい		28.3	28.5	27.7	28.6	28.2	29.7
合　　計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

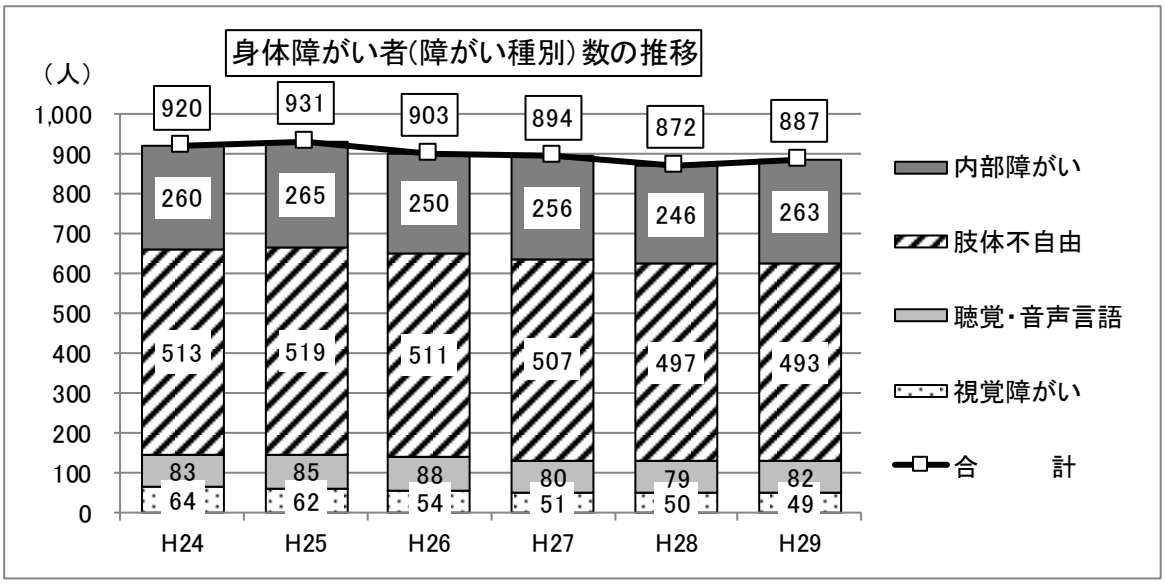

2）等級別

平成 29 年の身体障がい者数を等級別にみると、「1 級」が最も多く 290 人で、全体の 32.7%を占めます。次いで、「4 級」の 217 人で 24.5%です。

「1 級」と「2 級」を併せると 431 人（48.6%）で、ほぼ半数を占めます。

■等級別身体障がい者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

区　分	単位＼平成	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
1　級	（人）	301	295	274	284	280	290
2　級		151	151	148	142	139	141
3　級		120	128	133	125	119	124
4　級		219	231	227	231	223	217
5　級		67	67	69	63	63	63
6　級		62	59	52	49	48	52
合　計		920	931	903	894	872	887
1　級	（%）	32.7	31.7	30.3	31.8	32.1	32.7
2　級		16.4	16.2	16.4	15.9	15.9	15.9
3　級		13	13.7	14.7	14.0	13.6	14.0
4　級		23.8	24.8	25.1	25.8	25.6	24.5
5　級		7.3	7.2	7.6	7.0	7.2	7.1
6　級		6.7	6.3	5.8	5.5	5.5	5.9
合　計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

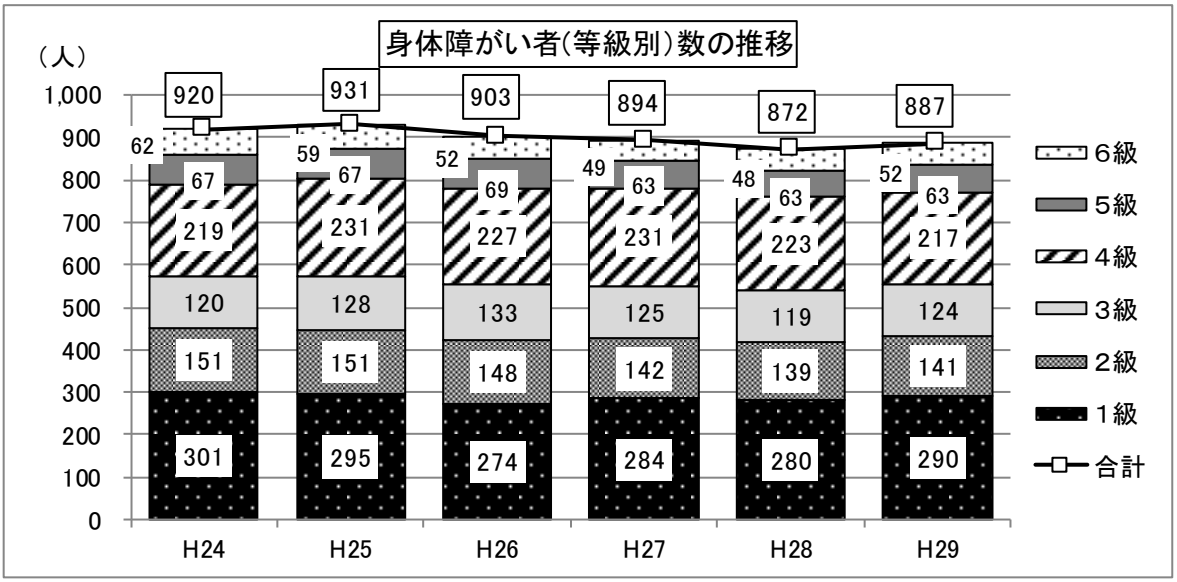

（3）知的障がい者

知的障がい者数を等級別にみると、「Ａ判定」に変化なく、「Ｂ判定」は増加傾向にあります。

■知的障がい者（児）数の推移（各年４月１日現在）　（単位：人）

区　　分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総　　数	198	208	228	237	251	248
A	64	67	68	68	70	70
B	134	141	160	169	181	178

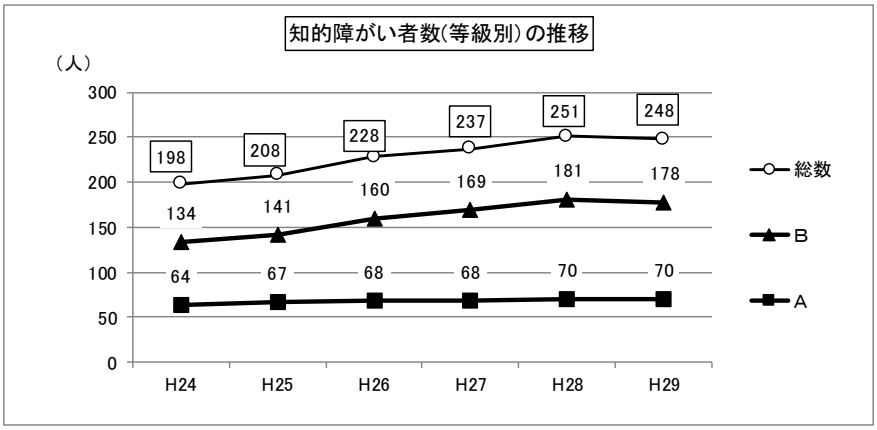

（4）精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療費受給者数については、以下のとおりです。

■精神障がい者数等の推移（各年４月１日現在）　（単位：人）

区　　分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
精神障害者保健福祉手帳所持者	86	92	86	92	94	103
公的負担を受けている通院患者	267	262	266	271	267	259

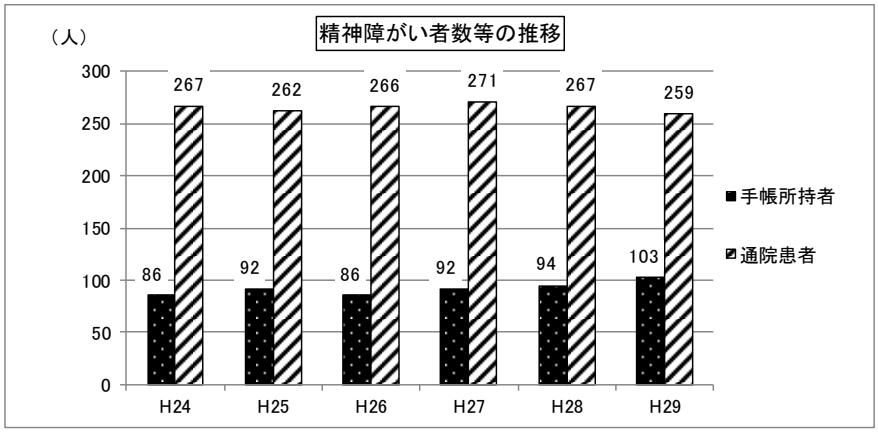

（5）児童・生徒数

特別支援学級等に通う児童・生徒数は以下の表のとおりです。

■特別保育の実施状況　（単位：人）

年次	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
入所児童数	7	6	7	8	9	11

資料）　中標津保育園（各年4月1日現在）

■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童・生徒数の推移　（単位：人）

年次		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小　学　校	学　級　数	23	28	28	26	26	25
	児　童　数	94	99	98	103	111	104
中　学　校	学　級　数	10	15	14	17	15	16
	生　徒　数	35	47	52	58	66	66

資料）教育委員会学校教育課（各年5月1日現在）

■中標津町出身者　他市町村特別支援学校在籍者数　（単位：人）

年次		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校	1 年生	－	－	－	－	－	－
	2 年生	－	－	－	－	－	－
	3 年生	－	－	－	－	－	－
	4 年生	－	－	－	－	－	－
	5 年生	－	－	－	－	－	－
	6 年生	－	－	－	－	－	－
	合　　計	0	0	0	0	0	0
中学校	1 年生	2	－	－	－	－	－
	2 年生	2	2	－	－	－	－
	3 年生	－	2	2	－	－	－
	合　　計	4	4	2	0	0	0

資料）教育委員会学校教育課（各年5月1日現在）

■北海道中標津高等養護学校在籍者数　（単位：人）

年次	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 年生	4	3	4	4	4	8
2 年生	5	4	3	4	4	4
3 年生	5	5	4	3	4	2

資料）北海道中標津高等養護学校　学校要覧（各年5月1日現在）

■特別支援教育支援員の配置状況　（単位：人）

年次		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校	中標津小	1	3	3	3	2	2
	計根別学園						
	中標津東小	3	3	4	4	4	2
	丸山小	4	3	3	4	4	4
中学校	中標津中	1	1	1	2	1	2
	広陵中		1	1	1	2	4
	計根別学園						

資料）教育委員会学校教育課（各年5月1日現在）

（6）難病患者

難病患者数は以下の表のとおりです。

■特定疾患医療受給者証所持者数の推移　（単位：人）

区　分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総　数	173	186	220	192	210	225

資料）釧路根室地域保健情報年報（各年4月1日現在）

■小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移　（単位：人）

区　分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総　数	27	25	33	30	29	26

資料）釧路根室地域保健情報年報（各年4月1日現在）

2-2 障がい者を取り巻く環境

(1) 公共施設のバリアフリー化

町内の公共施設のバリアフリー化の状況は次の表に示すとおりです。

■公共施設のバリアフリー化の状況(○；設置されている)

施設名	手すり（階段）	障がい者対応トイレ	スロープ（出入り口）	エレベーター エスカレーター	障がい者用駐車場	誘導用ブロック	オストメイトトイレ
役　　場	○	○	○	○	○		○
総合文化会館（図書館）	○	○	段差なし	○	○	○	
保健センター	○	○	○		○		
総合体育館	●	●	●	●	●	●	●
温水プール	○	○	○				
武　道　館		○	○				
運 動 公 園	○	○			○	○	○
交流センター	○	○	○				
総合福祉センター	○	○	段差なし	○	○	○	○
児童センター みらいる		○	○		○		○
町 立 保 育 園 児童デイサービスセンター		○	○				
中標津小学校	○	○	○				
中標津東小学校	○	○	○	○	○	○	○
俵橋小学校			○				
丸山小学校	○	○	○				
中標津中学校	○	○	○	○	○	○	○
広陵中学校	○		○				
計根別学園	○	○	○	○	○	○	○
共生型交流センター		○	○		○		○
森 林 公 園		○					

※●：平成24年度以降に整備されたもの
※オストメイトトイレ：人工肛門・人工膀胱造設者のために配慮されたトイレ

（2）サービス事業者一覧表

■町内の障がい者サービス事業者一覧（平成29年4月１日現在）

	事業所種別	事業所名	住所	利用定員等
日中系活動サービス	就労継続支援（A 型）	企業組合　くれぱす	大通北 2 丁目 17 番地 2	40 名
		一般社団法人　中標津障がい者自立支援センター（就労継続支援 A 型　ウィルビー）	東 14 条南 10 丁目 3 番地 1	20 名
	就労継続支援（B 型）	NPO 法人　森の家「かたつむり」	東 11 条南 7 丁目 21 番地 6	20 名
		NPO 法人　手をつなぐ白かばの会「自立サポートセンター　工房うぃんくる」	東 12 条北 7 丁目 2 番地 12	20 名
		一般社団法人　ワークセンターら一ふ	川西 8 丁目 3 番地 4	20 名
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	ふれあい寮（女性用）	東 4 条南 4 丁目 7 番地 1	7 名
		なかしべつ地域生活支援センターアシル（男性用）	東 5 条南 4 丁目 10 番地	7 名
		なかしべつ地域生活支援センターウタル（男性用）	南町 10 番 4 号	7 名
		なかしべつ地域生活支援センターエプイ（女性用）	東 17 条北 9 丁目 3 番地	7 名
		なかしべつ地域生活支援センターニクル（男性用）	東 17 条北 9 丁目 3 番地	7 名
		なかしべつ地域生活支援センターノンノ	東 12 条北 7 丁目 1 番地 16	7 名
		なかしべつ地域生活支援センターキロロ（女性用）	西 6 条南 9 丁目 5 番地	7 名
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）重度訪問介護	ハートケアゆとり	西 5 条南 11 丁目 3 番地 4	
		中標津町社協ケアサービスセンター	西 10 条南 9 丁目 1 番地 4	
	同行援護	中標津町社協ケアサービスセンター	西 10 条南 9 丁目 1 番地 4	
地域生活支援事業	障がい者相談支援事業	根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」	東 4 条南 4 丁目 9 番地 1（共生型交流センター内）	北海道及び根室管内 1 市 4 町委託
	訪問入浴サービス	中標津町社協ケアサービスセンター	西 10 条南 9 丁目 1 番地 4	
	コミュニケーション支援	社団法人　北海道ろうあ連盟（手話通訳派遣センター根室）	東 5 条北 3 丁目 中標津社会福祉事務出張所内	
	日中一時支援	なかしべつ地域生活支援センター「カスタネット」	東 4 条北 1 丁目 2 番地 3 シェアスペースあにま～と内	
障がい児サービス	児童発達支援	中標津町児童デイサービスセンター	東 3 条北 3 丁目	
	放課後等デイサービス事業	なかしべつ地域生活支援センター「とらいあんぐる」	東 4 条北 1 丁目 2 番地 3 シェアスペースあにま～と内	15 名

（3）障がい福祉関係団体・ボランティア団体の活動状況

障がい福祉関係団体及びボランティア団体の活動状況は次の表のとおりです。

■障がい福祉関係団体及びボランティア団体の活動状況（平成 29 年 10 月現在）

	団体名	主な活動内容
1	中標津町障害児者連絡協議会	心身障がい児者に対しての地域の理解を得るための企画・普及や各障がい児者団体の情報の交換・研修・連絡調整に関すること
2	中標津町ことばを育てる親の会	言語に障がいを持つ子の父母の学習と親睦を図り、親同士子供同士の交流を深める
3	子供の成長を見守る会	心身障がい児育成に対して、地域の人々の理解と協力を得るための企画普及（自然体験やバス研修旅行）
4	中標津町手をつなぐ親の会	親同士、親子の交流、他の市町との交流・情報交換
5	北根ろう協会中標津支部	聴覚障がい者（ろう者）間の親睦を深めるとともに、手話の会の育成を図る
6	中標津町身体障がい者福祉協会	身体障がい者間の親睦を深めるとともに、社会復帰並びに必要な援護事業に協力し、会員の生活の安定と福祉の増進を図る
7	中標津保健所管内精神障害者を支える会　あすなろ会	月例会、家族会、フォーラム開催、社会復帰学級に対する助成
8	釧根地区ADHD,LD,PDD懇話会 中標津支部　どらえもんくらぶ	会員自身の研修と会員相互の交流連携、および周囲に働きかけること等を行う
9	障がいのある人も共に豊かに生きられる地域を目指す ぽれぽれの会	共生型交流センターでの喫茶サロンの運営、音楽隊活動　他
10	中標津手話の会	聴覚障がい者と一緒に手話を学び、講演会などでは手話通訳も行う（例会は週１回）
11	点字サークル　ともしび	視覚障がい者に広報や書籍などの点訳を行う活動（例会は週１回）
12	中標津音訳の会　ひびき	広報誌や書籍を朗読し、録音テープにまとめて、視覚障がい者に情報を提供（例会は週１回）
13	中標津つくしの会	月２回認知症や障がいのお年寄りが集まりゲームや昼食などを楽しむ（託老事業）他
14	ＪＡ計根別手つなぎの会	JA 計根別区域内の高齢者に対する手助けや高齢者介護に向けた学習会開催と研修会参加
15	配食サービス「ふれあい」	月に１回、希望した高齢者、障がい者宅に昼食を有償にて配達 またメッセージカード、前日の声かけ電話をしている
16	中標津ケア研究会 生活楽らくクラブ	ケア技術に結びつくものを主とし、２ヶ月に１回の例会および１～２回の特別講演を行う
17	中標津町更生保護女性会	青少年健全育成事業・CAP などの活動　他
18	日本赤十字奉仕団　柳会	防災ボランティア他、各種町内の行事手伝い　他
19	町立中標津病院ボランティア	外来自動受付機の案内やその他案内係として平日午前活動
20	読み聞かせサークル おはなしの木	図書館や学校などで絵本の読み聞かせを行う

	団体名	主な活動内容
21	北海道中標津高等学校ボランティア愛好会　木馬の会	町立病院の小児科や図書館など町内の施設でのお手伝いを中心に、町内の各行事のお手伝い　他
22	社団法人　奥根室断酒会	酒害者更生活動、自己啓発（例会は月１回）
23	お話し相手“笑くぼの会”	ひとり暮らしなどで孤独感を感じている方へ訪問し、言葉に耳を傾け想いを共有するなどのお話し相手活動（例会は月１回）
24	中標津おもちゃ病院	おもちゃ病院を開院し修理等を通じて、子ども達の「物を大切にする心」「科学する心」を育てる（月１回開院）
25	子育てサポートネット る・る・る	子育てのグループにスペースを提供。ファミリーサポートセンターのアドバイザーが、会員間の子育て援助利用・活動の調整を行う
26	子どものアレルギーを考える会「Poco a Poco」	月１回、健康とアレルギーに関する学習会実施。アレルギーに関する個別相談など

（4）当事者懇談会（団体ヒアリング）

計画を策定するに当たって、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者、難病患者の生活の実態、要望等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的に、当事者懇談会を開催しました。

当日は、「あくせす根室」地域づくりコーディネーター 浜尾勇貴氏の司会により進められ、事前に団体代表の方に記入いただいた内容を基に、新たな問題点等について、ご意見をいただきました。

１）懇談会の概要

タイトル	中標津町障がい福祉計画策定ヒアリング
日　　時	平成29（2017）年11月2日　午後6：30～8：30
場　　所	中標津町役場301号会議室
参加団体	中標津町身体障がい者福祉協会
	中標津町視覚障害者福祉協会
	北海道難病連中標津支部
	根北ろう協会中標津支部
	中標津保健所管内精神障害者を支える会　あすなろ会
	子どもの成長を見守る会
	中標津町ことばを育てる親の会
	中標津町手をつなぐ親の会
	障がいのある人も共に豊かに生きられる地域を目指す　ぽれぽれの会
	中標津手話の会
	特定非営利活動法人（ＮＰＯ）　森の家
	特定非営利活動法人（ＮＰＯ）　手をつなぐ白かばの会 「自立サポートセンター工房ういんくる」
	企業組合　くれぱす
	一般社団法人　ワークセンターらーふ
	一般社団法人　中標津障がい者自立支援センター
	社会福祉法人北海道社会福祉事業団　なかしべつ地域生活支援センター
	釧路地区ＡＤＨＤ．ＬＤ．ＰＤＤ懇話会中標津支部
	社会福祉法人中標津町社会福祉協議会　中標津町社協ケアサービスセンター
	ハートケア　ゆとり
内　　容	相談支援と権利擁護 保健医療 生活支援 教育・療育 雇用・就労 社会参加 ともに支えあうまちづくり 生活環境

２）当事者懇談会の意見の概要

分野		意　見　・　問　題　点
相談体制と権利擁護	現状	● 相談場所としては「役場」と「あくせす根室」を主に利用する ● 「役場」については、「相談窓口がはっきりしていない」、「担当者によって説明内容が異なる」、「パンフレットを渡すだけで、相談機関等と連絡を取ってくれるなどの支援がない」などの問題点がある ● 「あくせす根室」についての周知度が低い。相談員が多忙なときなど常時窓口にいるとは限らず、常時相談できる体制ではない ● 「福祉のしるべ」の存在のＰＲや難病も対象に「福祉のしるべ」の更新を願う ● 役場庁社に手話通訳者配置、ろうあ者相談員の設置を ● 虐待防止センターと障がい者総合相談支援センターの統合を検討してはどうか ● 障がい者総合相談支援センターと民生委員の連携が図られている
	課題	■ 相談支援について、障がい者が実感できる体制整備が求められる
保健・医療	現状	● 全ての難病患者に安心・公平な医療費助成を ● 町内の病院で、精神障がい者の入院、カウンセリング、作業療法、機能訓練・生活訓練などができれば、家族も助かる ● 通院時の移動支援が欲しい ● 軽度の障がい者の医療費助成が欲しい ● 高齢ろう者のための家庭訪問や定期的な安否確認も重要
	課題	■ 住まいに近いところでの精神障がい者への医療体制の充実 ■ 通院支援の充実
生活支援	現状	● グループホームについて（増設、グループホームの体験入所、支援者の人材確保） ● 家族支援のためにも、ショートステイ（子どもも含めて）が可能な施設を ● レスパイトケアの需要増加への対応 ● 重度の障がい者に対する支援が乏しい ● 生活介護事業の立ち上げや地域活動支援センターでの受け入れ可能な体制整備 ● 就労継続系サービス利用者の高齢化への対応 ● 訪問入浴サービスの対象者要件による入浴困難者 ● 難聴の方が生活していく上での便利な用具等の情報 ● 福祉用具の安価なレンタル ● 高齢ろう者でも入所できる施設等の整備を
	課題	■ グループホームの整備（支援者の確保）、体験入所などの検討 ■ レスパイトケアの充実。ショートステイの対象者拡大（子ども） ■ 重度障がい者の自立への支援 ■ 障がい者の高齢化対応 ■ 入浴サービスの柔軟な対応 ■ 福祉用具等の情報の確保

分野		意　見　・　問　題　点
教育と療育	現状	● 中高生に向けて精神病（こころの病）の講演を開催してほしい。精神障がいは思春期に発祥することが多く、教育現場での病気の知識の普及啓発が必要。また、教育現場･家族が連携して病院などの機関に早期に繋がっていくことによって一般生活に支障をきたさず、一般就労も可能になるということを知ってほしい ● 一貫した教育、そして就労の場との連携が必要 ● 放課後等デイサービスのニーズ増大に対応できる環境・体制の整備 ● 放課後等デイサービス事業と学校・児童館等との連携により、子ども一人ひとりの状況に応じた発達支援の充実と地域社会への参加促進が必要 ● 手話についての学習が広まれば
	課題	■ 学校教育における障がい者教育（特にこころの病について中高生での学習）の実施 ■ 教育現場と家族、就労の場の連携による一貫した教育と社会参加支援 ■ 放課後等デイサービスのニーズ増大に対応できる環境･体制の整備（学校等との連携）
雇用と就労	現状	● 難病患者を含めた障がい者の就労支援の充実と社会参加の促進を ● 精神障がい者の病状に合わせて就労できる場所や方法などの支援 ● 一般就労の定着率が低いこともあり、就労におけるジョブコーチなどの支援の確立 ● 町内に就労移行支援事業所がない ● 知識的や常識を持っているろう者に、業務内容の範囲を幅広く経験できる機会を
	課題	■ 障がい者一人ひとりの個性に合った働き方が可能な就労の場の確保や支援 ■ 就労移行支援事業所の開設
社会参加	現状	● 身障スポーツ大会におけるジャンボタクシーの利用は助かる、今後も支援の充実を ● 障がい者の社会参加のきっかけづくりとして参加可能なイベントや行事を ● 様々な場面で手話が使える環境作りと安心して暮らすことが出来るような地域社会の実現を ● 視覚障がい者が外出する際の環境の整備を（点字ブロックや信号の音響式化） ● 移動支援の充実（ヘルパーステーションの人材不足） ● 各大会や交流会、研修会参加のための福祉バスの運行を
	課題	■ 社会参加を促進するイベント等の充実 ■ 移動支援の充実 ■ ハードな面での環境整備
ともに支えあうまちづくり	現状	● ボランティア団体の活動強化を ● 障がい者団体の交流の場を設けて、お互いの理解を深めていくことが大事 ● 共生型交流センターの利用者が少なく、有効活用についての検討が必要 ● フレンドリーサマーキャンプへの当事者参加が少ないが、楽しみでもあるので継続を ● フレンドリーサマーキャンプへの参加を学校関係者へも拡大して ● ろう者への理解を深められる機会やイベントを（例：3 月 3 日耳の日に）
	課題	■ 障がい者同士が交流できる機会を設定して、お互いの理解を深める所から「ともに支えあうまちづくり」を進めていく ■ 共生型交流センターの有効活用と周知の工夫を ■ フレンドリーサマーキャンプへの参加者の増大についての検討

（5）障がい者（児）アンケート調査

1）アンケートの概要

■調査の目的

本調査は、「18 歳以上の障がいのある方」と「お子さんの障がいや発達に不安をお持ちの保護者の方」に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などについておうかがいし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

■調査対象及び調査方法等

調査種類	障がい者	18 歳未満児の保護者
調査対象	● 身体障害者手帳所持者 ● 療育手帳所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳所持者 ● 障害福祉サービス受給者証所持者 ● 特定疾患等患者通院交通費補助事業利用者 ● 自立支援医療受給者	● 発達に関する不安をお持ちのお子さん ● 身体障害者手帳所持者 ● 療育手帳所持者 ● 精神障害者保健福祉手帳所持者 ● 自立支援医療受給者 ● 上記の保護者
調査地域	町内全域の居住者と町外施設入所者	
調査基準日	平成 29 年 4 月 1 日	
調査期間	平成 29 年 8 月 4 日～9 月 29 日	
実施方法	郵送による配布・回収、訪問	郵送による配布・郵送による回収

■回収結果

区　　分	障がい者	18 歳未満児	合計
配　布　数　（A）	1,199 世帯	128 世帯	1,327 世帯
回　収　数　（B）	683 世帯	57 世帯	740 世帯
有効回収率　（B）÷（A）×100	57.0%	44.5%	55.8%

2）アンケートからみた課題

手帳所持の回答結果から、それぞれの手帳所持者を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とし、いずれの手帳も持たない人を手帳所持者以外としました。重複の場合は、両方に属しています。なお、手帳についての回答がなかった人については、障がい別結果には含まれておりません。

回答者 683 人の内訳は、身体障がい者（以下【身体】と表記）が 468 人で 68.5%、知的障がい者（以下【知的】と表記）が 97 人で 14.2%、精神障がい者（以下【精神】と表記）が 57 人で 8.3%、【手帳所持者以外】は 65 人で 9.5%です。26 人（3.8%）は無回答（【不明】と表記）です。

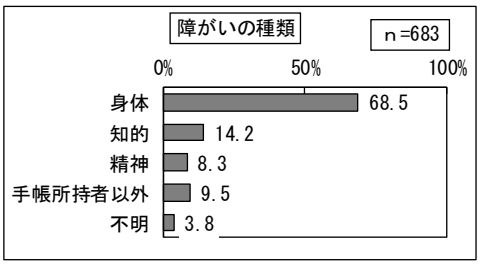

■■障がい者の属性■■

① 性別・年齢

回答者の性別では、全体では「女性」が多くなっていますが、【知的】は「男性」が多くなっています。

年齢をみると、【身体】は 65 歳以上の高齢者が 70%以上を占め、【知的】は 65 歳未満、その中でも「40 歳未満」が 58%を占めており、大きな特徴となっています。

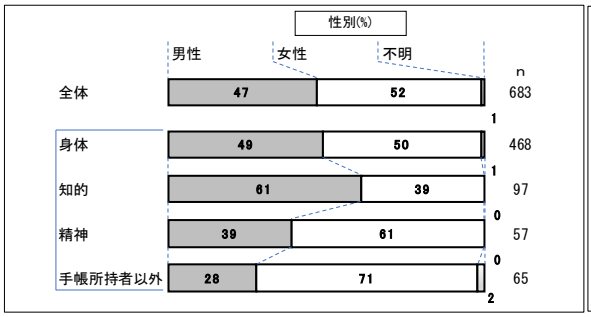

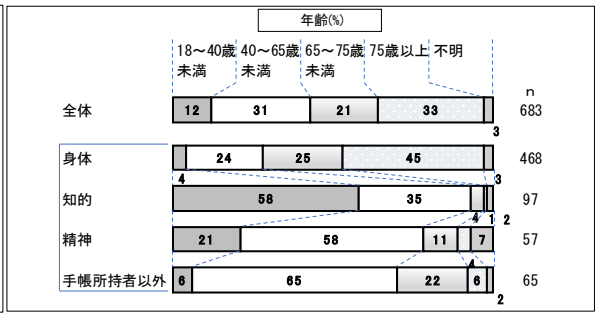

② 障がいの状況

【身体】は１級の手帳所持者が 34%を占め、種類別では「肢体不自由」が半数近くとなっています。

【知的】は程度別では「療育Ａ」と「療育Ｂ」はほぼ同じで、「発達障がい」は 11%です。30%近くが「障害福祉サービス受給者証」を所持しています。

【精神】は２級の手帳所持者が最も多く 56%で、80%近くが自立支援医療を受けており、18%が「障害福祉サービス受給者証」を所持しています。

【手帳所持者以外】では 80%以上が自立支援医療を受けています。

③ 暮らしている場所と暮らしている人

【身体】は 84%が「自宅」で、「配偶者」や「子ども・孫」と暮らしている人が多くなっており、1割以上が「グループホーム」「介護保険施設」等でくらしています。

【知的】の場合、「自宅」は 46%で、27%が「グループホーム等」で、25%が「入所施設」で暮らしおり、「親・祖父母」と暮らしているのは 32%です。

【精神】は、「自宅」は 74%で、18%が「グループホーム」です。35%が「親・祖父母」と、23%が「ひとり暮らし」です。

【手帳所持者以外】はほとんどが「自宅」で、「配偶者」が半数以上を占め、20%以上が「子ども・孫」や「親」と暮らしています。

④ 介護者や支援者

【身体】は、高齢者が多いこともあり、「配偶者」や「子ども・孫」が、【知的】及び【精神】は、「施設の職員・世話人」「親・祖父母」が多くなっています。

【手帳所持者以外】は、「介護や支援は必要ない」が多くなっています。

⑤ 昼間の過ごし方

【身体】は、70%近くが「自宅」で過ごしています。

【知的】は、施設で暮らしている人が多いこともあり、「作業が中心の施設に通っている」が 34%、次いで「入所施設で過ごしている」が 26%となっています。

【精神】は、63%が「自宅」で過ごしており、25%が「作業が中心の施設に通っている」と回答しています。

【手帳所持者以外】は、52%が「自宅」で過ごしており、28%が「常勤、アルバイト、パートなど」で働いています。

⑥ 将来の暮らし方の希望

【身体】は、64%が「自宅で暮らしたい」と希望し、9%が「グループホーム」を希望しています

【知的】は、施設で暮らしている人が多いこともあり、「自宅で暮らしたい」との希望は 33%で【身体】や【精神】より低く、一方、「グループホーム」「入所施設」の希望は高くなっています。

【精神】は 54%が「自宅で暮らしたい」と希望し、30%以上がアパートやグループホームでの暮らしを希望しています。

【手帳所持以外】は、66%が「自宅で暮らしたい」と希望しています。

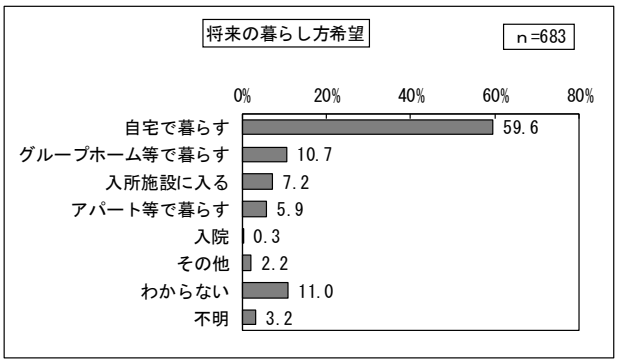

課題

- 障がい者種別により、年齢構成や家族構成、暮らし方の希望も異なる
- 暮らし方が自由に選べる選択肢があることが必要

■■生活支援について■■

① サービスの利用状況

障がい種別で利用中のサービスには違いがみられます。

介護保険については、【全体】では、20%が「認定を受けてサービスを利用」と回答していますが、ほとんどが【身体】の利用です。

【身体】は、第１位が「補装具の利用」で 14%、次いで「居宅介護・重度訪問介護」が 7%です。高齢者が多く、26%近くが介護保険のサービスを利用していることもあり、47%は障害福祉サービスを利用していません。

【知的】は、第１位が「就労移行支援・就労継続支援」で 33%で、20%は利用していません。

【精神】は、「就労移行支援・就労継続支援」の利用が 18%、自立訓練が 11%で、42%が利用していません。

【手帳所持以外】は、59%が利用していません。

② サービス利用時の問題点

全体的に、「特に困ったことはない」との回答と不明（無回答）が多くなっており、「どんなサービスがあるのかを知らない」、「利用方法がわからない」ことが主な問題点となっています。

全体で 2%（14 人）が「支給量が少ない・支給期間が短い」と回答しています。

課題

- サービスを利用していない人が多い
- サービスの内容や利用方法の周知が必要

■■保健・医療について■■

【身体】は 62%が、【知的】は 33%が「その他の病気で通院」でしています。【精神】は 79%が、【手帳所持者以外】は 82%が「障がいや難病等で通院」しています。

家庭で医療的ケアを行っているのは、【全体】で 11%に当たる 78 人です。そのうち、【身体】が 70 人を占めます。ケアの内容は、「膀胱カテーテル」、「インスリン自己注射」が主な内容となっています。

主な保健・医療面での不安は、「障がいの重症化」「交通の不便さ、移動の困難さ」「経済面」です。

課題

- 【精神】と【手帳所持者以外】では、約 80%が「障がいや難病等で通院」
- 医療との連携、通院等移動面の支援、経済的支援が必要

■■就労や社会参加について■■

① 就労状況

【身体】の 22%、【知的】の 62%、【精神】の 30%が働いています。【身体】の場合、65 歳以上の高齢者が多いことも、就労率の低さの要因と思われます。

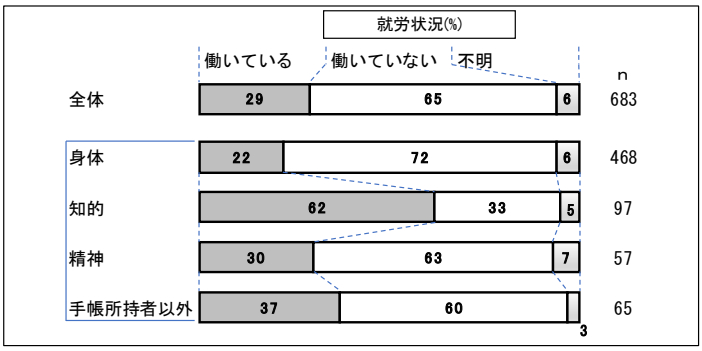

【身体】は、「正社員、正職員」が 25%、「自営業、家業の手伝い」が 23%です。【知的】は、「就労支援事業所」が 59%と多くなっており、【精神】は、「就労支援事業所」が 53%で、「アルバイト、パート」が 18%です。【手帳所持者以外】は、「アルバイト、パート」が 42%です。

月収は高くはなく、「20 万円以上」は【身体】の 24%、【精神】の 5.9%、【手帳所持者以外】の 16.7%のみです。【知的】【精神】【手帳所持者以外】の多くは「10 万円以下」で、【知的】の 22%、【精神】の 29%、【手帳所持者以外】の 8%は「1 万円未満」です。

働くために必要なこととしては、「職場の理解」「障がい者に合わせた環境の工夫」「体調に合わせた働き方」が上位を占めます。

課題

- ほとんどが 65 歳未満の【知的】【精神】でも、就労していない人が多く、就労の場の確保が必要
- 働くために「職場の理解」が求められている

② 社会参加

【身体】の「週に 1～2 回」以上の外出は 71%です。【知的】のそれは 70%、【精神】は 75%です。【手帳所持者以外】の「週に 1～2 回」以上外出は 86%で、32%は「ほとんど毎日」外出しています。一方、「外出しない・できない」人が 4%います。

外出時に困ることは、【身体】の場合、「階段の昇降」「歩道、出入り口の段差」などの物理的問題であり、【知的】や【精神】の場合、物理的な問題もありますが、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」といったソフト面の問題もあります。

【手帳所持者以外】は、69.2%が「特にない」と回答しています。

課題

- 70%以上は「週に 1～2 回」以上外出しているが、「外出しない・できない」人が 4%いる
- 外出については、ハード面とソフト面の問題がある

■■相談支援や権利擁護について■■

① 相談支援

相談する相手は、【身体】、【精神】、【手帳所持者以外】は「家族・親戚」が第 1 位で、【身体】は「友人・知人」「医師・看護師」が、【精神】は「医師・看護師」、【手帳所持者以外】は「友人・知人」「医師・看護師」が続きます。

【知的】は施設入所者が多いこともあり、「施設や事業所の職員」が第 1 位で、次に「家族・親戚」となります。

相談体制については、【身体】では、「ちょっとしたことでも気軽に相談」できることを最も重要と考えていますが、【知的】、【精神】、【手帳所持者以外】では「信頼できる相談者がいる」ことを最も重要と考えています。

「ちょっとしたことでも気軽に相談」「信頼できる相談者がいる」とともに、「いつでも相談に応じる」ことも求められています。

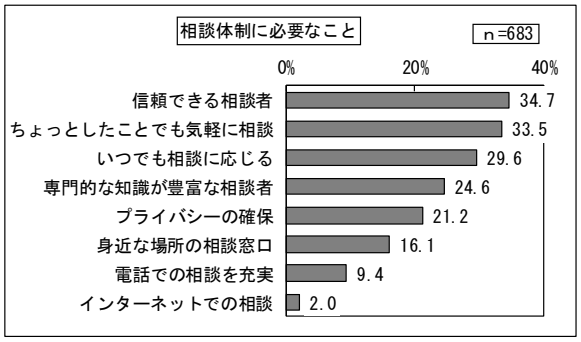

成年後見制度については、全体的に周知率は低く、「名前も内容も知らない」が全体の 36%を占め、【知的】ではその割合は 54%になります。成年後見制度を活用している人はわずかで、「将来は必要により活用したい」と考えているのも全体の 18%です。

課題

- 「信頼できる相談者」や「ちょっとしたことでも気軽に相談」できる体制が求められている
- 成年後見制度についての周知が必要

② 情報

情報の入手先の第 1 位は、【身体】は「広報」（34%）、【知的】は施設入所者が多いこともあり、「施設や事業所の職員」（39%）、【精神】（30%）、【手帳所持者以外】は「病院などの医療機関」（40%）です。「役場の窓口」は、全体で第 3 位です。

課題

- 障がい者によって、情報の入手先は異なる
- 20%は、情報の入手先として「役場の窓口」を利用している

■■災害など緊急時の対応について■■

① 町内会の加入率

【身体】では、64%が町内会に加入していますが、【知的】、【精神】、【手帳所持者以外】の加入率は低くなっています。

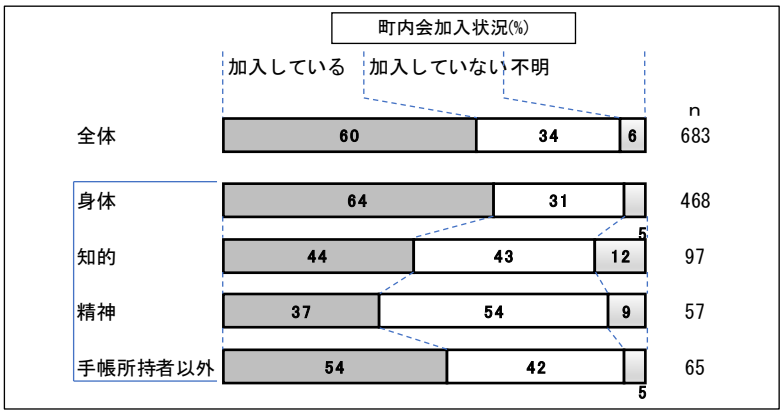

② 介助なしの避難と手助け

【全体】で、「場所を知っており、一人で避難できる」のは 45%となっています。場所の周知は別にして、「一人で避難できない」割合は、【身体】43%、【知的】61%、【精神】49%、【手帳所持者以外】25%です。

災害避難の手助けを希望しているのは、全体の 47%です。【身体】の 50%、【知的】の 41%、【精神】の 40%、【手帳所持者以外】の 32%が、手助けを望んでいます。

町の要援護者台帳登録制度を知っているのは、【全体】でわずか 11%です。【知

的】は 4%、【精神】では知っている人はいません。

災害時の支援内容として最も求めているのは「災害発生の連絡」で、次いで「避難所への誘導・移送手段」です。

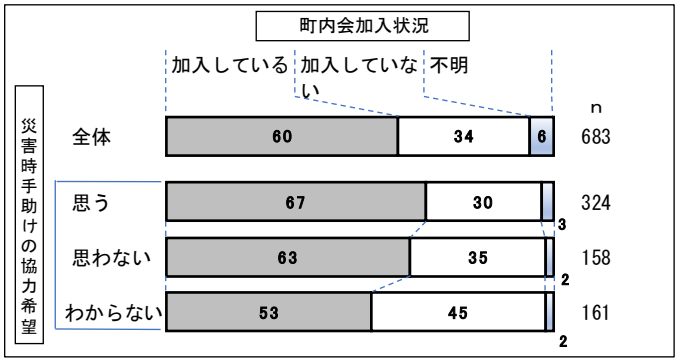

課題

- 町内会への加入者は 60%
- ご近所の手助けを希望している人のうち、30%は町内会に加入していない

■■障がいのある人への理解について■■

日常生活において、差別や偏見などを「よく感じる」と「ときどき感じる」を併せた割合は、【全体】では 35%ですが、【知的】、【精神】では 53%となります。

差別や偏見などを感じる具体的な場面は、「外での人の視線」が多くなっていますが、【精神】は 60%近くが「隣近所付き合い」です。

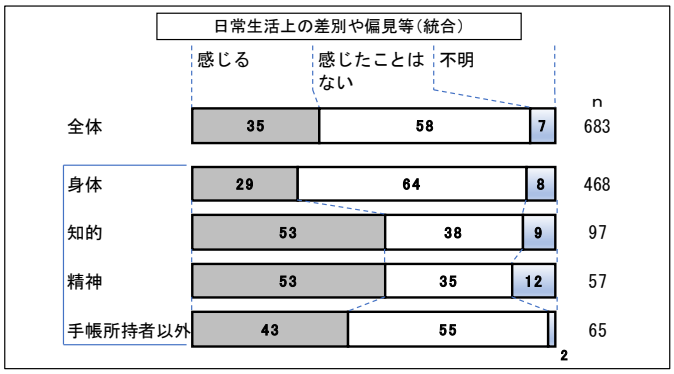

課題

- 【知的】、【精神】は半数以上が差別や偏見を感じている
- 「外での人の視線」や「隣近所付き合い」に差別や偏見を感じている

■■障がい者のある人のための取組について■■

障がいのある人が暮らしやすいまちづくりへの取組として、【全体】的に、「相談支援の充実」が最も望まれています。【知的】では、同時に「グループホーム」の確保が望まれています。第 2 位についてみると、【身体】は「生活支援の充実」ですが、【身体】以外は、「福祉的な働く場の確保」です。

本町の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすい」と「どちらかというと

暮らしやすい」を併せて「暮らしやすい」とし、その割合をみると、【全体】の39%、【身体】の38%、【知的】の40%、【精神】の53%、【手帳所持者以外】の39%が「暮らしやすいまち」と評価しています。

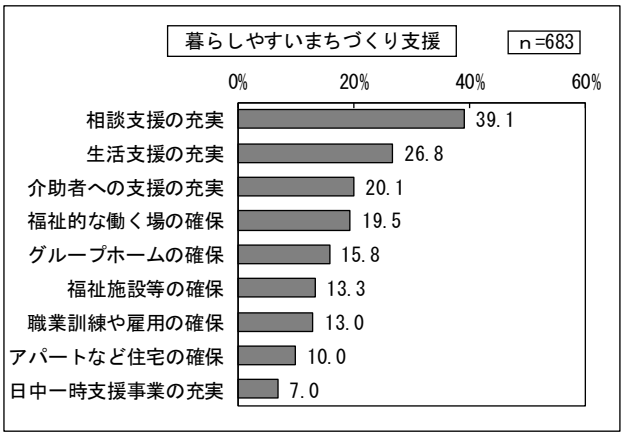

課題

- 暮らしやすいまちづくりには、「相談支援の充実」が求められている
- 約40%が「暮らしやすい」と評価している

■■18歳未満児の課題■■

① 属性

性別は、「男性」が「女性」の1.7倍となっています。

年齢は、0歳から18歳までで、平均が8.6歳、6歳未満が半数近くを占めます。57人中55人が「親・祖父母」と暮らしています。

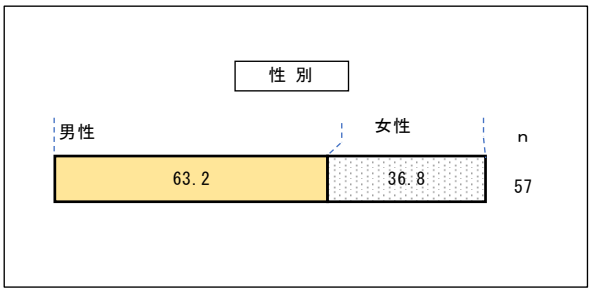

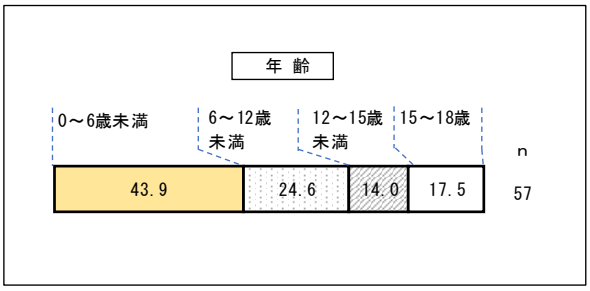

② 日常の生活や発達の遅れ等に気付いたきっかけ等

39%が「幼稚園・保育園」に通っています。通級を含め19%が普通学級に在籍しており、小中学校特別支援学級が12%、特別支援学校が12%です。

「発達の不安や障がいに気付いた」きっかけは、家族が47%、「定期健診（乳幼児健康診査）」が23%、「病院の医師」「保育園・幼稚園・学校の教師等」が11%です。家族以外の方からの指摘で気付く場合が多くなっています。気付いたとき、「保健センター」（58%）、「家族や親族」（56%）に相談しています。

手帳を持っているのは半数近くですが、大半は療育手帳です。発達障がいや言

語発達に関する不安をもっている人が多くなっていますが、最も多いのは「対人関係等コミュニケーションに関する不安」（46%）です。

課題

- 家族以外では「乳幼児健康診査」で発達の遅れ等に気付くことが多い
- 対人関係等コミュニケーションに関する不安を持っている人が多い

③ 教育・療育

就学前のお子さんについて、就学後は 76%は「同世代の子どもと遊ばせたい」と考え、68%が「放課後等デイサービスの利用」を考えています。

既に就学している子どもの放課後や夏休み等の長期休業中、「放課後等デイサービスの利用」は 25%で、75%は自宅で家族と過ごしています。

約半数が「教職員の理解・支援」「就労に向けた支援」「学習指導」について、学校生活で更に充実させてほしいと考えています。

療育や支援について、更に充実させるべきだと最も思う点の上位は、「友達など人との関わり方の支援」「発育上の課題の早期発見等」「学習の支援」です。

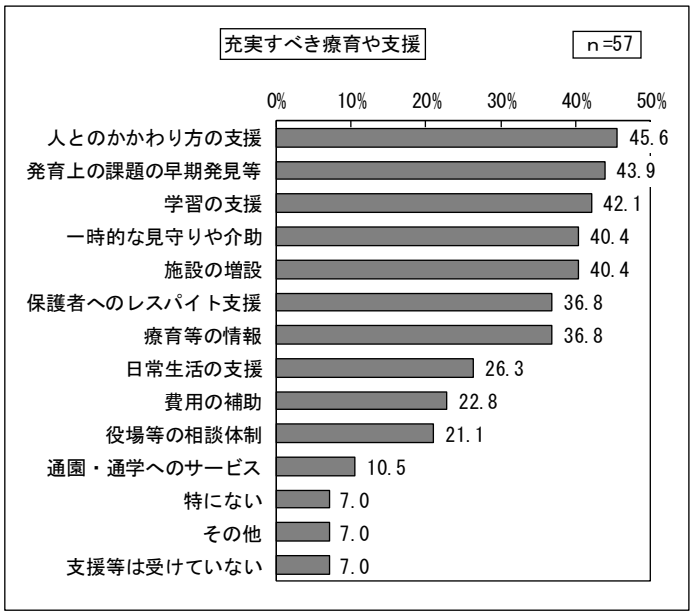

課題

- 就学後 68%は「放課後等デイサービスの利用」を考えており、充実が必要
- 教育の現場では、「教職員の理解・支援」「就労に向けた支援」「学習指導」の充実が求められている
- 療育や支援では、「友達など人との関わり方の支援」「発育上の課題の早期発見等」「学習の支援」などが求められている

④ 福祉サービス

63%が「児童デイサービス」の利用あるいは利用経験があります。「放課後等デイサービス」の利用は 18%です。

福祉サービスを利用するに当たって、「事業者が少ない」「サービスを知らない」「事業者情報が少ない」「費用負担があり、使いづらい」などの問題点があげられています。

課題

- 63%が「児童デイサービス」を利用
- サービス利用に当たって、「事業者が少ない」こと以外に、サービスの周知が十分ではないことが問題点である

⑤ お子さんとの外出

「対人関係等コミュニケーションの不安」を感じている人が多いこともあり、外出の際も、「意思の伝達やコミュニケーション」の問題で困っている人が 42%になります。30%近くが「バスや店などで落ち着いて過ごせない」ことで困っています。

外出時の支援として、39%が「イベントや遊ぶことのできる場所についての情報」を求めています。次いで、「入園料等の補助や割引」「運賃の補助」などの経済的支援への希望が続きます。

課題

- 外出時に多くが「意思の伝達やコミュニケーション」の問題で困っている
- 外出時の支援として「イベントや遊ぶことのできる場所についての情報」や経済的支援が求められている

⑥ 困ったことや相談

「将来の生活」「進学」「就職」への悩みが上位を占めます。

悩みや困ったことの相談先は、86%は「家族・親戚」で、次いで「保育所・幼稚園・学校の教職員」（47%）、「友人・知人」（37%）です。「同じ悩みをもつ子の保護者」（30%）も大きな力となっています。

相談しやすい体制には、「専門的な知識が豊富な相談者」（68%）、「信頼できる相談者」（60%）、「ちょっとしたことでも気軽に応じてくれる」（47%）が上位を占めます。

課題

- 「将来の生活」への悩みは大きく、次いで「進学」「就職」の悩みとなっている
- 悩みの相談先は圧倒的に「家族・親戚」で、次いで「保育所・幼稚園・学校の教職員」である
- 相談しやすい体制として、「専門的な知識が豊富な相談者」、「信頼できる相談者」が求められている

⑦ お子さんの将来

46%が「アパート等を借りて自立して暮らしてほしい」と望んでおり、「自宅での暮らし」を望んでいるのは 21%です。

将来仕事に就くために重要なこととして、「職場の理解」「コミュニケーション技術等の支援」が上位にあげられており、コミュニケーションに関わることが不安であり支援を求めていることがわかります。

課題

- アパート等を借りて自立して暮らしてほしいと願っている
- 就労には「職場の理解」、「コミュニケーション技術等の支援」が求められている

⑧ 障がい者理解

60%近くが日常生活での差別や偏見を感じており、「外での人の視線」、「教育の場」で感じることが多くなっています。

障がいのある人の地域活動等については、半数近くが「一般の人の理解が深まっているとは思えない」と感じています。

本町の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすい」と「どちらかというと暮らしやすい」を併せて「暮らしやすい」とすると、その割合は 28%で、障がい者の 39%と比べると 11 ポイント低くなっています。

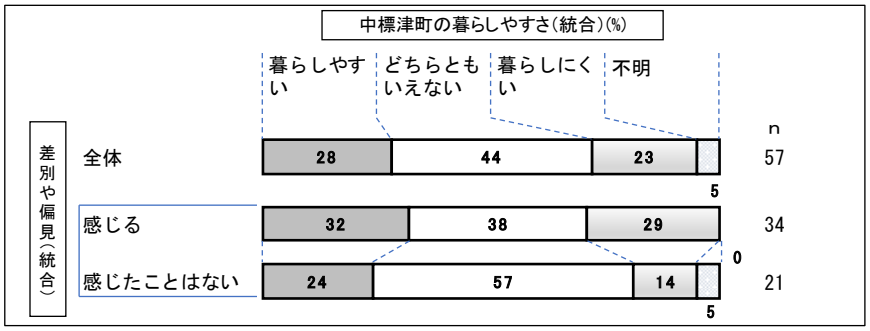

課題

- 「外での人の視線」、「教育の場」などで、差別や偏見を感じている
- 障がいのある子ども達が育つ環境として、中標津町は暮らしやすいとはいえない

⑨ 介助の状況

介助ができないときは、同居の有無にかかわらず、家族に頼むことが多くなっています。「公的サービス」を利用するのは 9%だけです。

介助の内容としては、「人とのコミュニケーション」についての介助が46%、次いで「出かけるときの付き添い」が42%、「通院の付き添い」が40%となっています。

介助していての悩みや心配ごとは、「将来、自分が介助できなくなった時のこと」（44%）、「自分の健康に不安がある」（30%）、「自分の時間がもてない」（30%）などで、介助者としての親の不安、負担の重さがうかがえます。

課題

- 介助について頼りになるのは「家族」である
- 介助の内容は、「人とのコミュニケーション」、「出かけるときや通院の付き添い」が多くなっている
- 親としての一番の心配は、「将来、自分が介助できなくなった時のこと」である

2-3 重点的に取り組んだ事業

前計画である「中標津町障がい者計画」の計画期間（平成 24 年度～29 年度）中に重点的に取り組んだ事業は次の通りです。

（1）根室圏域障がい者総合相談支援センターの機能強化

根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」は、根室管内に住む障がいのある人が地域で暮らす上で、年齢や障がい種別等に関わりなく、身近な地域で必要なときにいつでも相談ができ（365 日 24 時間の受付体制）適切な支援へとつなげ、関係機関と十分な連携を図りながら地域生活支援体制の構築に取り組んでおります。

障がい特性に起因する生活上の相談、福祉サービス利用の相談、障害年金など諸制度に関する相談など、相談内容が多岐にわたり、年間 6,000 件を上回る相談実績となり、専門相談員の増員とした相談支援体制の充実が求められています。障がいのある人の高齢化、重度化や親亡き後を見据えた問題、介護者の急病等の場合に備えた緊急時の受け入れ対応も可能とする体制の確立が必要とされ、北海道、1 市４町設置連絡協議会、福祉関係機関と協議を重ね、平成 30 年度より同センターを「基幹相談支援センター」に位置づけ、新たに「拠点コーディネーター」を配置し、地域生活支援拠点機能を付加して地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

（2）グループホームの整備

平成 23 年 4 月に町営の女性用グループホーム「ふれあい寮（定員 7 名）」を新設し、又入居者の方の生活費を補足給付する制度やグループホーム開設に伴う備品購入費を補助する制度を創設して、民営による新たなグループホームの開設を喚起いたしました。平成 29 年度までに、民営 6 棟が新設され、町内には町営 1 棟・民営 6 棟の合計 7 棟のグループホームが開設、49 名の方が入居できる環境となっております。

しかしながら、グループホームの需要は高く満室に近い状態であり、潜在的に利用希望者があることや、中標津高等養護学校の卒業生の進路選択拡大、現在町外の施設等に入居している方など対象となる方は多く、障がいのある人が地域の中で自立し安心して暮らしていけるよう、また、施設や病院等から地域生活への移行を支援するため、引き続き環境整備の推進に努めます。

（3）就労継続支援（A 型・B 型）事業の整備

障がい者の働きたいという希望や自立した地域生活、社会参加を促進するため、就労移行支援や就労継続支援事業所の開設が望まれております。こうした一般就労に向けた訓練等を支援する事業所は、平成 24 年 4 月町内に 3 事業所でありましたが、平成 27 年 5 月に就労継続支援 B 型事業所「ワークセンター　らーふ」、平成 28 年 3 月

には就労継続支援A型事業所「ウィルビー」が開設され、現在、町内には就労支援継続支援A型が2事業所（定員60名）、就労継続支援B型が3事業所（定員60名）と5事業所が開設しております。

グループホームによって生活の場が確保される様になり、同時に就労先や日中活動の場も備わり、障がいのある方が地域で自立した生活が送れるような一体的な支援体制の構築となっております。

（4）放課後等デイサービス事業の整備

障がいのある子どもは、できるだけ早期に必要な治療と指導訓練を行い、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があり、身近な地域で必要な療育や相談・指導を行う支援体制の充実が求められています。

未就学児が通園できる町営の児童デイサービスセンターを設置するまでありましたが、平成25年6月に北海道社会福祉事業団によって放課後等デイサービス「とらいあんぐる」（定員10名）が開所されました。障がいのある就学児童が放課後や夏休み等の長期休暇中に通うことができ、日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練が受けられます。学齢によってサービスの切れ目が生じることのない体系が構築されております。

（5）手話を使える人材の育成（手話奉仕員養成講座開催）

当町には聴覚に障がいがあって手話を使う方がおりますが、手話が通じる相手は限られており、意思の疎通を図るのに不自由を強いられてしまうのが現状です。コミュニケーションの障壁を取り除くため、平成24年度から手話奉仕員養成講座を開催し、手話を使える人材の育成に取り組んでおります。

手話で挨拶・自己紹介程度の会話が可能なレベルの「入門課程」、相手の手話が理解でき、特定の聴覚障がい者とならば手話で日常会話できるレベルの「基礎課程」を2年間でひとつのサイクルとして、これまでに延べ45名の方が受講されております。

（6）成年後見制度・法人後見センターの整備

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を的確に利用できるように支援を行い、また、身近な地域住民の感覚を生かした支援を行う「市民後見人」を養成・活動支援する実施機関として、平成29年4月に「中標津町成年後見支援センター」（中標津町社会福祉協議会へ委託）を体制整備しました。

判断能力が不十分な方の権利を尊重し財産を保護することにより、地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の利用促進を図ります。

2-4 今後の施策推進に向けた横断的視点

国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、中標津町における障がいのある人を取り巻く状況などを踏まえ、今後の障がい福祉施策の推進に当たって、次のような横断的視点が必要です。

◆ 障がいのある人や家族の意見を尊重した施策の策定

障がい者を社会参加の主体としてとらえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がい者及びその家族等の関係者の意見を聴き、尊重することが重要です。その際、障がい者の社会参加は、障がい者の自立にもつながることに留意する必要があります。

なお、意思決定過程における障がい者の参画を促進するため、委員会等で障がい者の委員を選任するよう配慮し、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者の適切な意思決定・意思表明のため、意思決定の支援と言語（手話を含む）その他の意思疎通手段の選択機会の提供を促進する必要があります。

◆ 障がい者差別の解消に向けた積極的取組

障害者基本法の改正において基本原則として「差別の禁止」が規定されました。より具体的な規定を示すものとして、障害者差別解消法において、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」が義務化されました。

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障がい者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や住民の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進する必要があります。

また、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報啓発活動に努め、企業・住民団体等の取組を積極的に支援することが求められています。

◆ ライフステージに沿った一貫した支援と分野横断的な支援

障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う必要があります。

複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、必要な連携を通じて総合的かつ横断的に対応していく必要があります。

◆ 障がい者特性に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施することが重要です。

外見からは分かりにくい障がいが持つ特有の事情を考慮すること、また、状態

が変動する障がいは程度が分かりにくく、多様化しがちな点に留意することが必要です。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等の社会全体に対する理解の促進、施策の更なる充実が必要です。

また、障がいのある子どもは、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要性があることに留意する必要があります。

◆ ともに暮らすための環境づくり

障害者基本法第１条は、全ての国民が、障がいの有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを同法の目的としています。

「分けへだてられることなく」「共生する社会」がすべての施策の共通視点として求められています。

◆ 地域における生活の維持及び継続への支援

地域で現在暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がいのある人が、地域でその人らしく自立した生活を送れるようにするためには、相談支援体制や在宅サービスの充実を始め、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりをより進めていくことが求められます。

またそれは、障がいのある人個々の状態やニーズに対応するとともに、その自己選択・自己決定を最大限に尊重するものである必要があります。そして、障がいのある人が地域に住み、働き、活動し、様々な支援を受ける上で、障がいのある人と地域の人びとを結びつけるような施策が求められます。

第３章 計画の基本的な考え方

3-1 基本理念

本計画では前計画に引き続き、基本理念（あるべき姿）を

かけがえのない一人ひとりが　こころ豊かに暮らすまち

とします。

この理念は「ノーマライゼーション社会の実現」を目指すものであり、具体的には次のことを意味します。

◆ かけがえのない一人ひとり・・・「基本的人権の尊重」

人は誰もが一人ひとり違うのが当たり前の存在です。すなわち、人はみんな同じでなくていいのです。一人ひとりの『違い』をそれぞれの特性として認め合い、知的に障がいのある人、身体に障がいのある人、精神に障がいのある人、障がいのない人、高齢者、子ども、男性、女性、すべての人がかけがえのない一人として尊重されることが重要です。

◆ あるがまま・・・「主体性・自立性の尊重」

すべての人が、あるがままの自分を表現できて、生き方や、住みたいと思う場所が選べることが大切です。

◆ がんばりやすい・・・「自立と社会参加への支援」

障がいのある人もない人も、自分の選択した生き方や住みたい場所を、自己の責任で確立していくことは社会生活の基本です。しかし、障がいのある人にとって自分や家族のがんばりだけでは乗り越えられない障壁は取り除かれるべきであり、がんばりは強いられるべきものではありません。このような配慮の下で、がんばる人ががんばりやすいように適切な援助が受けられる環境を創ることが重要です。

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行されています。「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が義務化されました。

障がいを理由とする差別の解消を推進し、すべての住民が障がいの有無によって分けへだたれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現を目指すことが求められています。

「合理的配慮」については、配慮の内容や程度等も多種多様であることから、議論の機会をもち、住民一人ひとりの障がいに関する正しい理解を深め、相互理解を促進していくことが必要です。

◆ こころ豊かに暮らせるまち・・・「ＱＯＬ（生活の質）の向上」

ただ暮らすだけではなく、こころ豊かに暮らせること、すなわち、障がいのある人が豊かさを実感できるよう、生命、生活、人生の質の向上が求められます。

◆ 助けたり助けられたり支えあい・・・「支えあうまちづくり」

障がいのある人も、ない人も、すべて人は誰かを支え、誰かに支えられています。支えられる量が多かったり少なかったり、支える量が多かったり少なかったりするだけです。助けたり、助けられたり支えあうまちづくりを目指します。

◆ やさしいまち・・「バリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくり」

障がいのある人、高齢者、妊婦さん、ベビーカーを押したお母さん、幼い子ども、けがをしている人など、今、不自由や不便を感じる人に基準を合わせたまちづくりを目指します。

また、物理的な障壁だけでなく、障がいや障がいのある人へのこころのバリア（障壁）をも取り除き、正しい理解を深めるよう努めます。

3-2 基本目標（施策展開の基本方向）

（1）地域における生活支援

これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするためには、障がいのある人の自立した生活を支援するとともに、その介助に当たる家族の介助負担を軽減することも重要となります。

相談支援体制や在宅サービスの充実を始め、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりをより進めていきます。

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」についても、議論を深めていきます。

（2）自立と社会参加の促進

障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度等に応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。また、障がいのある人が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが条件となります。

一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う『特別支援教育』を充実していきます。また、地域での就労・雇用の場をいかに確保していくか等について、町民・事業者・関係機関とともに重点的に検討し、多様な就労の場の確保に努めるとともに、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進していきます。

（3）ともに支えあう福祉のまちづくり

障がいのある人が暮らしにくいと感じるのは、段差や階段等の物理的な障壁だけでなく、外での人の視線や店での応対時などに感じる差別や偏見、疎外感などです。

障がいのある人を特別視する『意識上の障壁』を取り除き、障がいのある人もない人も、支えあいながら生きる地域社会の実現を目指すとともに、障がいのある人を始め、日常生活を送るうえで配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障がいや疾病等がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方にたって、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていきます。

3-3 施策の体系

基本目標	大　項　目	中　項　目
1．地域における生活支援	（1）相談支援と権利擁護の推進	1）広報・情報提供の充実
		2）相談支援体制づくり
		3）権利擁護の推進
		4）差別及び虐待防止のための取組
	（2）保健・医療の充実	1）保健・医療・リハビリテーション体制の充実
		2）こころの健康づくり
		3）難病患者等への支援
	（3）生活支援の充実	1）新たなサービス利用制度の円滑な実施
		2）在宅生活への支援
		3）居住の場の確保
		4）施設サービス
2．自立と社会参加の促進	（1）教育・療育の充実	1）療育・発達支援体制の充実
		2）障がいのある子どもの地域生活・家庭支援
		3）障がい児教育の充実
	（2）雇用・就労の推進	1）日中活動の場の確保
		2）雇用・就労の促進
		3）障がい者雇用の拡大
	（3）社会参加の促進	1）移動・コミュニケーションに関する支援
		2）スポーツ・文化活動等の振興
		3）まちづくり活動への参画促進
		4）障がい者団体の活動支援
3．ともに支えあう福祉のまちづくり	（1）ともに支えあうまちづくり	1）理解と交流の促進
		2）福祉教育・福祉学習の推進
		3）地域における福祉活動の推進
	（2）生活環境の充実	1）福祉のまちづくり
		2）居住環境の整備・改善

第４章 施策の展開

４－１ 地域における生活支援

（1）相談支援と権利擁護の推進

＜施策の進捗状況＞

- 障害者手帳等交付の際に、障がい種別毎に作成する「福祉のしるべ」を配布
- 根室管内１市４町が協力して、障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、年齢、障がい種別を超えて総合的な相談支援を行う根室圏域障がい者総合相談支援センターを設置（365 日 24 時間受付体制）
- 平成 24 年６月１日指定特定相談事業所及び指定障害児相談支援事業所が町内に開設（根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」）
- 成年後見実施機関として、「中標津町成年後見支援センター」を体制整備（中標津町社会福祉協議会へ委託）
- 平成 24 年 10 月１日障害者虐待防止法施行に伴い、市町村障がい者虐待防止センターの機能を町民生活部福祉課に置く

＜課 題＞

- 難病の方も障害福祉サービスの対象となっており、一元的な「福祉のしるべ」へ見直す必要がある
- 「あくせす根室」における相談件数は年々増加しており、専門相談員配置増や障がい者が実感できる相談支援体制の充実が求められる
- 成年後見制度についての制度周知

１）広報・情報提供の充実

障がいのある人とその家族等の利用を目的とした、相談機関、福祉サービス、各種助成制度、新制度を網羅した「福祉のしるべ」を作成し、充実したサービスが受けられるよう、町ホームページへの掲載や各公共施設等へ備え置き、継続的に周知を行います。

社会福祉協議会や障がい者支援団体等と連携しながら、点訳や朗読、手話通訳など障がいのある人を支援するボランティア団体の活動を支援します。

2）相談支援体制づくり

① 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、年齢、障がい種別を超えて総合的な相談支援を行う根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を共生型交流センター内に設置し、障がいのある人のニーズに迅速に対応できるよう関係機関との連携に努め、町民が気軽に相談できるような相談支援体制づくり、プライバシーの保護等に努めます。

平成 30 年度から同相談支援センターを地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター※」に位置づけ、「拠点コーディネーター」を配置するなどの地域生活支援拠点の整備を行い、広域的な相談支援体制の充実を図ります。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

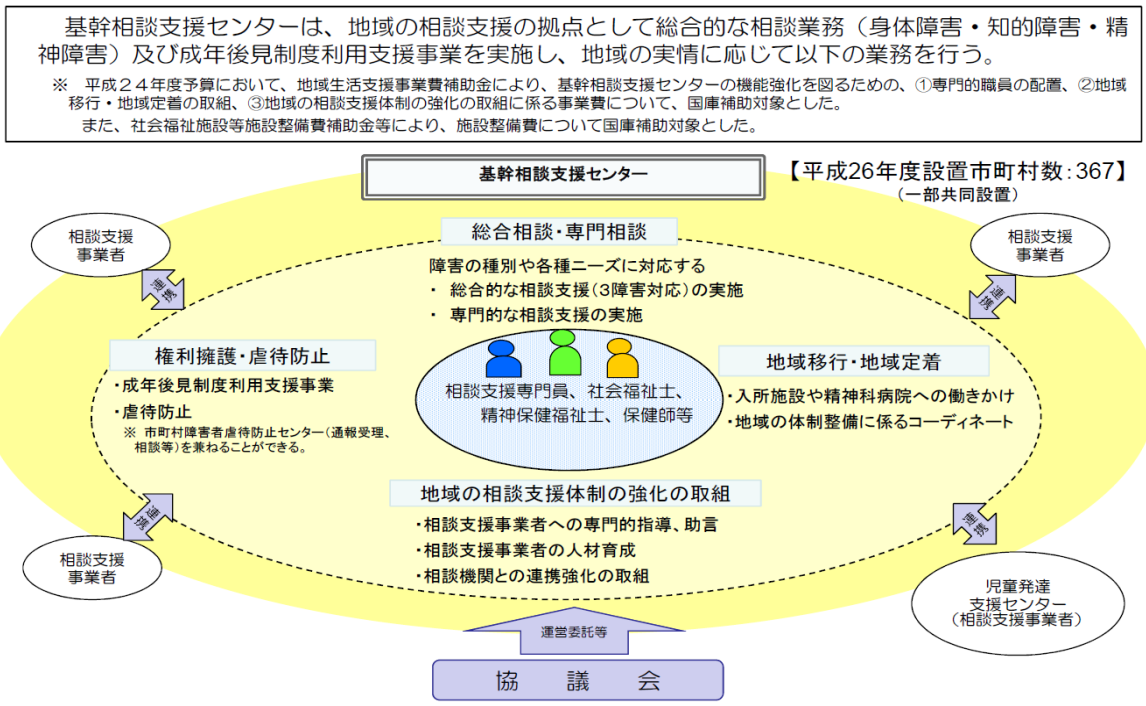

出典：厚生労働省資料

② ケアマネジメント体制の充実

指定特定相談事業所及び指定障害児相談支援事業所と連携し、障がいの状況やライフステージ、家庭や住まいの状況等の生活課題、サービス利用意向などに応じた各種支援制度、社会資源などについての情報提供に努めるとともに、障がいのある人が望む生活の実現に向け、相談支援の実施、サービス等利用計画の作成に努めます。

また、病院や施設からの地域移行についても住まいやサービス等の調整を行い支援します。

③ 相談支援機関のネットワーク化

町内及び近隣市町における相談支援機関とのネットワーク化を図り、その活用を推進していきます。

また、各障がい者相談員、民生委員・児童委員と見守りが必要な障がい者の情報共有を図り、地域内の相談者として障がい者支援の一翼を担ってもらいます。

3）権利擁護の推進

① 人権意識の普及･啓発

障がいのある人を含むすべての町民の尊厳が守られる社会を目指して、人権意識の普及・啓発に努めるとともに、障がいのある人の自己決定と保護を基本として、権利擁護の推進に努めます。

② 権利擁護の方法や手段の周知

障がいのある人の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行えない障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）などの権利擁護の方法や手段について、関係者が情報を共有しながら連携を保ち、制度利用の促進を図ります。また、北海道が社団法人北海道身体障害者福祉協会に委託して実施している「障害者 110 番」の制度についても周知していきます。

4）差別及び虐待防止のための取組

① 障害者差別解消法に基づく取組の推進

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、この法律では、行政機関や会社・お店などの民間事業者による「障がいを理由とする差別的取り扱い」を禁止しています。また、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的な配慮」が求められます。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」などの障がい者差別の解消について、障がいのある人やその家族、関係機関とも協議を重ねるとともに、法の周知に努め、住民の理解を深めます。

② 障がい者虐待の予防と早期発見

障害者虐待防止法の成立により、障がい者虐待を発見した場合、市町村へ通報することが義務づけられました。障がい者虐待について、相談や通報の受理から介入、解決に至るまでの一連のプロセスへの具体的対応が求められています。

町民生活部福祉課が「市町村障がい者虐待防止センター」の役割を担い、差別のない社会の構築に一層取り組んでいきます。

また、虐待の予防や早期発見、保護などを行う体制整備について検討していくとともに、適切なアセスメントや支援ができる職員の育成に努めます。

（2）保健・医療の充実

＜施策の進捗状況＞

- 町保健センターによる保健指導、障がいの早期発見
- 児童デイサービスセンターによる療育指導
- 町の健康づくりの 7 つの課題（運動、食生活、歯の健康、こころの健康、生活習慣病、がん、感染症・熱中症・食中毒）の解決を目指す「健康づくり推進計画」、すべての町民の現在と将来にわたる健康な食生活の実現を目指す「食育推進計画」については、イベントへの参加や広報等を通して情報の発信、各種健康相談を継続して実施
- 「こころの健康づくり」平成 28 年度実績　出前健康教育 3 回
  （参加人数 68 人）　健康相談延べ 93 人　断酒会活動支援 9 回
- 難聴児補聴器購入助成制度の実施

＜課　題＞

- 特定健康診査の受診者数は年々増加していますが、全国・全道と比較すると受診率は低い現状である
  （平成 29 年度　特定健診受診率　23.7%、特定保健指導実施率 17.4%）
- 健康診査によって精密検査が必要となる方は例年 4 割程度となっておりますが、病院受診に結びつきにくいことが多い。
- 障害者総合支援法による自立訓練（機能訓練及び生活訓練）の場の確保
- こころの健康に関わる健康相談は年々増加しています。問題が複雑であることが多く、各関係機関との連携強化が必要
- 身近な地域における精神障がい者への医療体制の充実
- 障がいの重度化や交通不便さから、医療機関との連携や通院等移動支援の充実

1）保健・医療・リハビリテーション体制の充実

① 健康づくりの推進

「健康づくり推進計画」及び「食育推進計画」を推進して、町民、地域、行政が連携して、総合的に健康増進を進めていきます。また、健康づくりに関する情報の発信を積極的に行います。

② 障がいの早期発見・早期医療

健康診査やがん検診を受けやすい体制作り、健康診査受診後の保健指導の充実を図り、病気の早期発見・重症化予防対策を実施していきます。

多くの方に健康診査やがん検診を受けていただくことができるよう体制を充実させることと同時に、受診勧奨を強化していきます。また、健康診査の結果、病院を受診することで早期治療につながる場合が多いため、健康診査受診後の保健指導の充実を図り、治療が必要な方には病院受診につながるよう受診勧奨を行い、病気が重症化することを予防します。

③ 医療サービスの充実

町立中標津病院は、二次医療圏の地域センター病院としての機能を維持し、かつ近隣医療機関との機能分担を図るなど、地域に必要な診療体制の確保・維持を図り、障がいのある方も安心して医療がうけられる体制を模索していきます。

④ 地域リハビリテーションの充実

医療機関や保健所と連携しながら、脳血管疾患後遺症の機能回復訓練や身体障がい者、難病患者のリハビリテーション、こころの病気のデイケアなどの充実を図ります。

また、地域生活を営むために必要な身体機能・生活能力の向上などを支援する障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練及び生活訓練）の推進に努めます。

2）こころの健康づくり

こころの健康づくりや疾病に対する啓発活動を通して、正しい知識の普及に努めます。また、町民の身近なこころの相談窓口として各関係機関と連携しながら、不安が軽減されるよう支援します。このような体制を強化するため、自殺予防対策に関わる計画についても策定予定となっています。

3）難病患者等への支援

保健所や医療機関、介護関係機関等との連携を深め、健康相談を実施し、難病患者等の保健・医療・福祉に関する総合的な支援体制の整備に努めます。

障害者総合支援法に基づく、居宅介護支援や日常生活用具の給付などの生活支援サービスを実施します。

（3）生活支援の充実

＜施策の進捗状況＞

- グループホーム整備（平成 29 年 4 月 1 日現在　町内 7 棟・49 名定員）
- 居宅における生活支援サービスの提供
- 日中一時支援事業の継続
- 在宅障がい児者巡回療育相談等事業の実施

＜課　題＞

- 重度障がい者等の日中活動の場の提供（生活介護支援）
- 障がい者の重度化や高齢化に対応できる支援体制
- 地域包括ケア体制の未整備

1）新たなサービス利用制度の円滑な実施

① 制度改革への対応

障害者総合支援法の見直しに基づく新たな生活支援制度の円滑な実施を図るため、制度改革の内容や各種サービスの利用方法等についての周知・広報、情報提供に努めるとともに、より充実したサービスを提供できるよう、提供基盤の確保に努めます。

② 地域包括ケアの推進

障がいのある人の地域生活を支援するため、また、福祉施設や病院から地域生活への移行を支援するため、利用者本人の意向を尊重し、保健・医療・福祉・教育・就労等へのニーズに応じて、様々な生活支援制度・事業や社会資源を結びつける地域包括ケアの確立を目指し、関連機関、団体等のネットワークづくりに力を入れていきます。

③ 地域自立支援協議会の機能強化

障がいのある人や家族等を支えるための相談事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する仕組みづくりの協議・検討・調整などを、関係機関の参画とともに進める協議の場として、地域自立支援協議会の機能強化に努めます。

地域自立支援協議会の役割

- 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施
- 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言
- 地域の関係機関によるネットワークを構築

２）在宅生活への支援

① 居宅における生活支援サービスの充実

障がいのある人に対する福祉の在り方が、施設での保護中心の対応から、自宅やグループホームなどでの自立支援中心の対応へと変化していることを踏まえ、在宅サービスの充実に努めます。

釧路児童相談所と協力して、在宅で生活する重症心身障がい児者の家庭を訪問支援する巡回療育相談事業を継続実施していきます。

在宅支援サービス事業	内　　容
ホームヘルプサービスの充実	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の障がいのある人の日常生活を支援するため、身体介護、家事援助などのサービスを障がいの程度や種類に応じて適切に提供できるよう努めます。 また、事業所と連携を図りながら、障がい特性を理解し、専門的な知識と技量を持ったヘルパーの確保や資質の向上に努めます。
在宅障がい児者巡回療育相談	釧路児童相談所、北海道療育園と連携し、専門医師が在宅で生活する障がい児者（重症心身）の家庭へ訪問し、相談支援等を行う。 事業必要性は高く、引き続き関係機関との連携協力に努めます。
短期入所事業の推進	介助者の事情などにより一時的に家庭での介護が困難になった場合において、障がいのある人を指定の施設や病院などで短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 介護保険事業との連携・調整やサービス事業者との連携を図りながら、受け入れ体制の充実を図るなど、必要なときに利用できるようなサービス提供に努めます。
外出支援サービスの充実	行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業が実施する移送サービス、新たに創設された同行援護など、障がいのある人の移動を支援するサービスの望ましいあり方を検討していきます。
訪問入浴サービスの充実	入浴が困難な重度身体障がい者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。今後は、回数の増加について、検討していきます。
日中一時支援の充実	日中において監督保護するものがいないため、一時的に見守り等の支援が必要であると認めた障がいのある人（身体・知的・精神・障がい児）を対象に、日中、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための訓練等を行います。
その他の生活支援サービスの充実	障がいのある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。

② 高齢障がい者への支援

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年 6 月公布）に、地域共生社会の実現に向けた取組の推進として、新たに共生型サービスが位置づけられました。

心身機能が低下した高齢障がい者について、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えなくなった場合、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、共生型サービスが介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置づけられました。

障害福祉サービス事業所及び介護保険サービス事業所と、共生型サービスの提供体制について検討していきます。

共生型サービスのイメージ

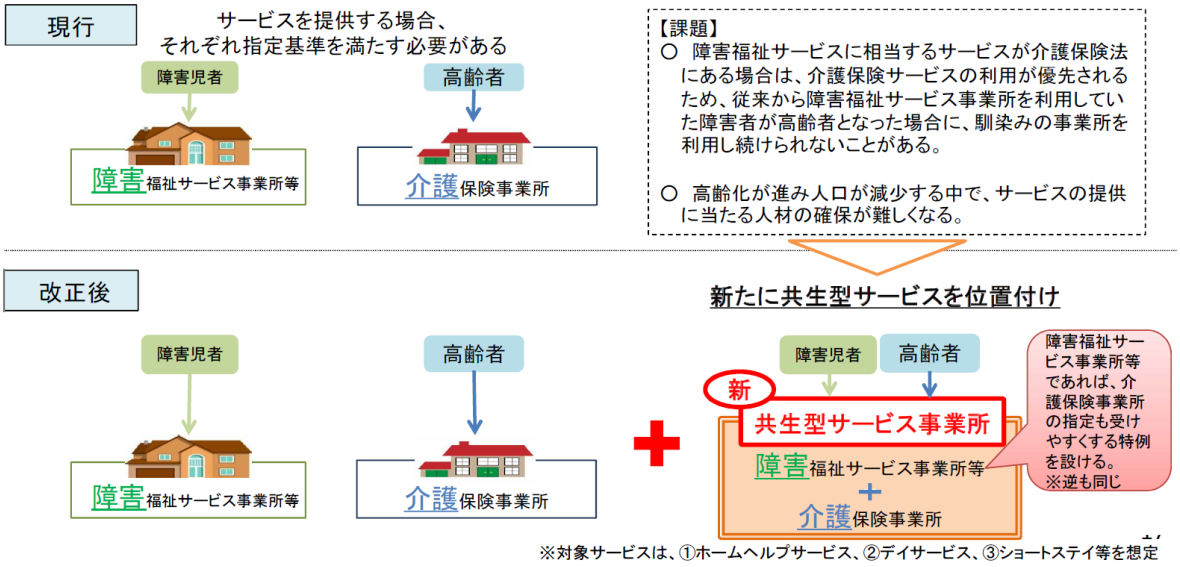

出典：厚生労働省資料

③ 経済的支援制度の利用促進

障がいのある人の生活の安定に向け、各種年金や各種手当、税控除、医療費など制度の内容や手続きの周知を図るとともに適切な利用を促進していきます。

３）居住の場の確保

＜グループホームの設置状況＞

開設年	事業所	備考
平成 23 年 4 月	町営グループホーム「ふれあい寮」	女性用　7 名定員
平成 24 年 6 月	民間事業所（北海道社会福祉事業団）「アシル」	男性用　7 名定員
平成 25 年 3 月	民間事業所（北海道社会福祉事業団）「ウタル」	男性用　7 名定員
平成 25 年 10 月	民間事業所（北海道社会福祉事業団）「ニクル」	男性用　7 名定員
	民間事業所（北海道社会福祉事業団）「エプイ」	女性用　7 名定員
平成 26 年 12 月	民間事業所（北海道社会福祉事業団）「ノンノ」	7 名定員
平成 29 年 4 月	民間事業所（北海道社会福祉事業団）「キロロ」	女性用　7 名定員
全体　7 棟　（7 名×7 棟）　49 名定員		

平成 23 年 4 月の町営グループホーム（女性用　定員 7 名）開設から、平成 29 年度までには民間事業所によるグループホーム６棟が新規開設され、町内には７棟（49 名定員）のグループホームが整備されております。グループホームの需要は高く満室に近い状態であり、潜在的に利用希望者があることや、中標津高等養護学校の卒業生の進路選択、現在町外のグループホームに入居している方など対象となる方は多く、障がいのある人が地域の中で自立し安心して暮らしていけるよう、また、施設や病院等から地域生活への移行を支援するため、グループホームを中心とした生活の場の確保に努めます。

４）施設サービス

施設で生活するか地域で生活するか、また、誰とどこで生活するかなど本人の望む暮らしを選ぶ機会が確保されていることが重要です。

障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」の対象となる入所施設について、利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、広域的な調整の下、適切なサービスの提供に努めます。

4－2 自立と社会参加の促進

（1）教育・療育の充実

＜施策の進捗状況＞

- 妊産婦、新生児、乳幼児の健康診査などによる障がいの早期発見
- 保健センター、児童デイサービスセンター、教育支援委員会、学校との連携による乳幼児期から就学・思春期までの一貫した発育発達支援
- 子ども発達支援事業の実施（巡回相談による保育所・幼稚園・小学校への訪問支援を実施）
- 日中一時支援による保護者のレスパイトの確立
- 放課後等デイサービスの開所

＜課　題＞

- 障がいの早期発見や早期療育に繋がるよう､気づき段階での支援の必要性についての相談支援
- 小・中学校からの発達検査依頼や不適応・不登校等児童の相談依頼が増加
- 児童発達支援利用者の増加に伴い、受け入れ定員増の検討が必要
- 私立幼稚園での受け入れが増え、障がいのある子どもの社会生活の場が広がり、より多くの関係機関との連携や適切な訪問支援ができる体制作りが必要
- 保育所等訪問支援の実施検討
- 養護学校分教室の充実

１）療育・発達支援体制の充実

① 療育支援

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもについては、早期発見・早期療育に限らず、できるだけ身近な地域で、相談支援や専門的な療育を受けられることが重要です。

児童発達支援事業において、生活指導、機能訓練及び相談助言等を行い、障がいや発達に不安のある子どもの発達を促していきます。

障がいのある子どもを育てる家庭の心理的・経済的負担の軽減を検討していきます。

また、児童発達支援事業のニーズの増大による環境・体制の整備の見直しを行っていきます。

② 関係機関の連携

【保健センター】

乳幼児の健診相談においては、成長・発達に対する専門的な相談を希望される乳児・幼児及び家族に対して、こども相談（児童デイサービスセンター：作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士）や、乳幼児発達健診（旭川療育センター）といった専門的な相談を受けられる機会を確保し、具体的な指導・支援が受けられるよう連携の下、支援しています。

また、健康診査後も家族の方がお子さんの発達に対し心配な際には、保健師による家庭訪問の実施、保育園・幼稚園へ相談日の周知を行い、いつでも専門職の相談が受けられるよう対応しています。

【児童デイサービスセンター】

早期療育については、健康診査後の発達相談によって早期の継続的な相談対応が実現しています。

個別の教育支援計画ファイルの作成に協力するとともに、乳児期から就学期までの一貫した支援体制作りの推進に努めます。

また、児童発達支援事業、発達支援センター事業の周知を図り、保育園・幼稚園等との連携により、子ども一人ひとりの状況に応じた発達支援の充実に努めます。

③ 保育所等訪問支援

成果目標として保育所等訪問支援が位置づけられており、平成 32 年を目標に提供体制を計画的に整備していきます。

また、訪問支援が円滑に行えるように関係機関の周知を図り、体制作りを行っていきます。

2）障がいのある子どもの地域生活・家庭支援

① 特別保育

保育園は保護者の就業等が入園の条件となっていますが、町立中標津保育園では、就学 1 年前の児童については、保護者の就業等の有無を問わず受け入れを行っております。

児童発達支援事業による指導方法や指導計画立案に対する支援や相談体制を確立して、保護者が希望する施設で保育が受けられ、障がいのある子どもの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で子どもの成長を応援できるような体制づくりを行っていきます。

② 放課後児童クラブ（放課後等デイサービス）

放課後児童クラブは全児童館において、障がい児の受け入れを可能（身辺自立の制限あり）としています。また、学校からの通所送迎を可能とする放課後等デイサービス事業が展開されております。

放課後保護者が家庭にいない障がい児の見守り体制や家庭支援の充実を目指します。

③ 当事者家族への支援

保護者にちょっとした用事ができたときに、障がいのある子どもを一時的に預かってくれる場があることは、保護者の安心につながる支援となることから、平成 23 年 10 月より日中一時支援事業を開始しました。また、障がいのある就学児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中に身近なところで必要な訓練等を利用できる放課後等デイサービス事業所が平成 25 年 6 月に開設されました。

日中一時支援事業に対しては、保護者から働きたいので毎日利用したいという要望や、学校へ迎えに行ってほしいなどの要望があり、放課後等デイサービスにおいては、ニーズ増大に対応できる環境・体制整備を必要とし、各事業内容や提供範囲・方法などについて検討します。

また、障がいのある子どもの健全な発達を支援する観点から、家族に対しても、療育方法などの学習の機会や情報の提供及び相談等の支援を行います。

3）障がい児教育の充実

① 教育支援委員会の充実

教育支援委員会は、義務教育段階の児童生徒の就・修学を保障することを目的に設置しており、今後も教育・福祉・医療など関係機関との連携を密にし、学齢期の教育の課題について、保護者と関係者が見通しを共有し、必要な教育の在り方について、保護者に寄り添い、合意を形成していけるよう、その充実に努めます。

② 指導力の向上と相談体制の充実

発達段階に応じた適切な教育を実施するため、関係機関との連携を図りながら教員の研修に努め、障がい児教育に係る知識・技術の向上を図るとともに、担当教員が研修の中心となり、学校全体で情報、知識等を共有し、「特別支援教育」の充実に努めます。

また、児童生徒が受診している医療機関等と連携し、情報の共有を図るとともに、適正な教育支援に努めます。

③ 幼児期から中学生まで一貫した支援

児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から義務教育段階の一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進め、効果的な支援に努めます。

④ 特別支援教育への体制整備

希望する児童生徒が地域で就学できるよう、特別支援教育の充実について、引き続き北海道に要請していきます。

⑤ 卒業後の進路選択への支援

本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう、様々な情報の提供に努めるとともに、進路相談などを通して適切な選択ができる条件づくりに努めます。

≪療育・教育体制のライフステージごとの支援イメージ≫

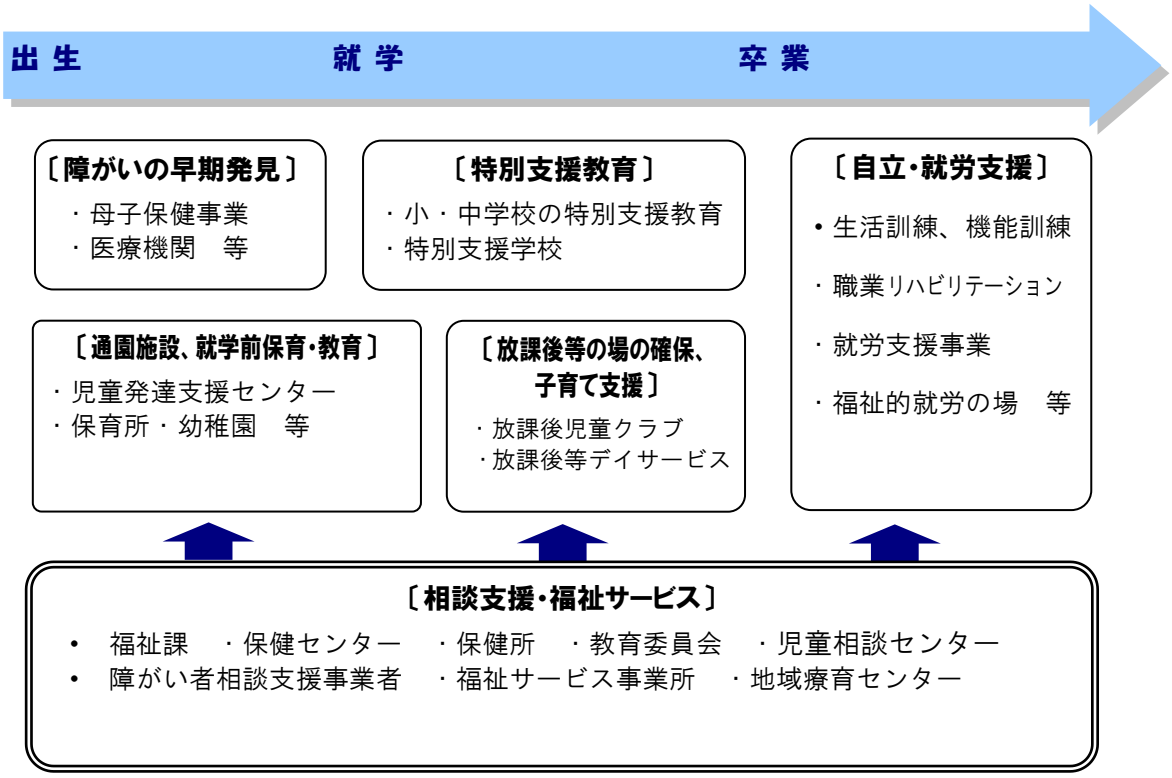

（2）雇用・就労の推進

＜施策の進捗状況＞

- 就労継続支援 A 型事業所の開設（2 事業所）
- 就労継続支援 B 型事業所の開設（3 事業所）
- 役場等の職員採用における障がい者雇用
- 全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、可能な限り幅広い分野から調達するよう努める調達方針を定める

＜課　題＞

- 就労移行支援事業所による就労への支援体制
- 障がい者一人ひとりの個性に合った働き方が可能な就労の場の確保や支援
- 障がい者雇用に関する制度周知・雇用拡大
- 通勤手段支援

1）日中活動の場の確保

就労や就労継続支援 A 型・B 型事業所の利用が困難な障がい者の受け皿として地域活動支援センターを存続し、創作活動や生産活動の場の提供、社会との交流の促進等を行うとともに、日常的な相談支援、サービスの利用援助を行います。

また、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが集える場としての喫茶「ぽれぽれ」（中標津町共生型交流センター内）への場所の提供など、支援するとともに、障がいのある人の社会復帰に向けた居場所の確保に努めます。

2）雇用・就労の促進

① 福祉的就労から一般就労への移行

くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター「ぷれん」、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」などの関係機関と連携し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付の「就労移行支援」・「就労継続支援事業 A 型（雇用型）」・「就労継続支援事業 B 型（非雇用型）」等の利用を通じて、福祉的就労の場に通う障がいのある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進するとともに、就労支援関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。

② 福祉的就労の場の確保

障がい者就労施設等における経営力、営業力の向上や魅力ある製品づくりとサービスの質の向上などに向けた取組を促進し、利用者の能力に応じた一般就労訓練や相談支援機能の充実が図られるよう、各施設との連携を強化し、障がいのある人の福祉的就労の場の確保・拡充に努めます。

③ 製品の販路拡大等の支援

福祉的就労施設で働く方の就労の意欲・工賃向上のため、製品の販路拡大や販売体制の充実を支援します。

障害者優先調達推進法に基づく調達方針等を定め、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、可能な限り幅広い分野から調達するよう努めます。

３）障がい者雇用の拡大

① 障がい者雇用の普及と啓発

障害者雇用支援月間（９月）を活用し、広報誌を通じて事業所等に対する障がいのある人の雇用への理解と積極的な協力等について、普及啓発に努めます。

また、公共職業安定所など労働行政関係機関と連携をとりながら、障がいのある人の雇用を支援する各種制度について、企業等へ広く周知していくとともに、一般就労（雇用就労）を希望する障がいのある人への支援や事業主への理解を促進していくとともに、障がいのある人を雇用している事業所や店舗の雇用主への応援ができる環境整備に努めます。

② 関連機関の連携

事業主の障がい者雇用に対する理解が深まり、一定期間の試験的雇用、職場適応訓練等が積極的に進められるよう、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関と福祉、教育の関係機関が連携を図りながら障がいのある人の雇用促進施策を展開していきます。

③ 公共機関における雇用の促進

役場等の職員採用に関しては、法定雇用率の達成に努めます。また、制度の厳正な運用を関係機関に働きかけていきます。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業等は、一定の割合（法定雇用率）以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければならない（法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える）とされています。この法定雇用率が平成30年４月１日から以下のように変わります。

法定雇用率		
事業主区分	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

（3）社会参加の促進

＜施策の進捗状況＞

- 障がい者移動支援（町外の障がい者グループホームに入居する方）の実施
- コミュニケーション支援（手話通訳者派遣事業）の実施
- 手話奉仕員養成講座の開催（手話通訳人材育成）

＜課　題＞

- 公共交通機関が不便な状況の中で、交通手段がないため就労先や事業所への通勤通所ができない障がい者の移動支援
- 社会参加を促進するイベント等の実施

1）移動・コミュニケーションに関する支援

① 移動支援の充実

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の移動支援事業を通じて、障がいのある人の移動を支援していきます。

就労先等への通勤についてバス乗車券の配布や乗り合いタクシーの運行などによる支援方策について検討をします。

② コミュニケーション支援の充実

地域生活支援事業における手話通訳者の派遣事業の実施や町内在住の手話通訳者の登録により、聴覚障がい者や音声・言語機能に障がいのある人のコミュニケーションを支援していきます。

また、町内の手話通訳者・手話通訳ボランティアの育成のため手話奉仕員養成講座を開催し、その活動を支援していきます。

2）スポーツ・文化活動等の振興

スポーツ活動や文化活動への参加支援により、健康の維持・増進、体力づくり並びに参加者の交流、仲間づくりを促進します。

なお、スポーツ大会や生涯学習活動においては、障がいのあるなしにかかわらず参加しやすい内容に配慮するとともに、公共施設のバリアフリー化に努めます。

３）まちづくり活動への参画促進

障がいのある人の生活の質を高めていくとともに、障がい者福祉の基本的な考え方や施策のあるべき方向を決めていく上でも、当事者団体のまちづくりへの参画は重要です。

まちづくりの計画策定に際し、障がいのある人の参画を求めるとともに、あらゆる施策に障がいのある人の視点を反映していくよう努めます。

４）障がい者団体の活動支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者団体や障がいのある人を支える団体等への加入と、活動への参加の促進を図るとともに、団体の活動を支援していきます。

4-3 ともに支えあう福祉のまちづくり

(1) ともに支えあうまちづくり

＜施策の進捗状況＞

- フレンドリーサマーキャンプの実施、福祉のつどい開催
- ボランティア団体の活動支援
- 災害時における福祉避難所の設置（1 箇所）
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

＜課　題＞

- 障がい者理解を深める広報等
- 共生型交流センターの周知、活用促進
- 役場職員の障がい者理解のための研修（職員対応要領マニュアル作成）
- フレンドリーサマーキャンプへの参加者の拡大

1）理解と交流の促進

① 多様な機会の活用による啓発

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の理念の普及を図るため、町広報誌を通じて啓発活動を推進するとともに、町のインターネットホームページを積極的に活用し、多くの人に障がいのある人に対する理解を求めていきます。

障がいのある人への合理的配慮の提供のための環境整備として、外見からは配慮が必要であることが分かりにくい方々の意思表示を支援するヘルプマーク等の普及啓発を進めて参ります。また、交流イベントや体験イベントを実施し、障がいのある人の人権や「ノーマライゼーション」について啓発に努めるとともに、障がい者支援団体の協力を得ながら障がいのある人に対するこころのバリアフリーを広げる広報活動を強化していきます。

② 公共サービス者の資質の向上

障がい者保健福祉にかかわる職員を始め一般職員についても、障がいや障がいのある人について学習・研修の機会をもち、正しい理解を深めていきます。

③ 共生型交流センターの活用促進

障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、誰もが自由に気軽に集える場所として共生型交流センターを整備しました。施設内には、当事者団体が運営する喫茶サロン「ぽれぽれ」や、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あ

くせす根室」があり、なかしべつ地域生活支援センターが受託する日中一時支援事業が実施されています。

地域のコミュニティ活動の場として、より多くの方が気軽に利用できるよう、施設の周知に努めます。

2）福祉教育・福祉学習の推進

① 学校教育における福祉教育の充実

小･中学校における「総合的な学習の時間」、「特別な教科 道徳」の学習により、児童生徒の思いやる心や慈しむ心の醸成を図るとともに、高齢者や障がいのある人への理解を深めていきます。

② 交流及び共同学習の推進

本町では障がいのある子どももない子どもも一緒に参加する中標津町フレンドリーサマーキャンプを平成 6 年から継続して開催しています。この事業は、小・中・高校の児童生徒が、多様な交流活動を経験することにより、社会性を養い、豊かな人間形成を図る中で、障がい児童生徒等に対する正しい理解と認識を深めることも目指しているものです。今後も継続して開催するとともに、学級、学校や地域など様々な共同学習を推進し、特別支援教育の一層の充実を目指します。

3）地域における福祉活動の推進

① 地域福祉活動の促進

地域福祉のニーズが多様化・複雑化してきている中で、従来の福祉制度の枠組みだけでは対応できなくなってきています。公的なサービスのみに頼らず、町民の主体的参加による地域の支えあいを実現していくために、福祉保健関連団体・町民等が協力しあっていくボランティア活動及び企業による社会貢献活動を促進していきます。

② 障がい者関係ボランティアの育成

社会福祉協議会や障がい者支援団体等と連携しながら、点訳や朗読、手話通訳など障がいのある人を支援するボランティア団体の活動を支援するとともに、関係団体とのネットワーク化を図り、ボランティアの育成に努めます。

③ ボランティアセンターの活動促進

社会福祉協議会のボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として、また人材の登録を総合的に行い仲介・調整・斡旋を行うなど、地域福祉活動を促進する上で非常に重要であり、機能の強化を促進していくとともに、ボランティアセンターの利用等について周知していきます。

（2）生活環境の充実

＜施策の進捗状況＞

- 公共施設におけるオストメイトトイレの設置（総合体育館　ほか）
- 道営住宅、町営住宅のユニバーサルデザインによる新築
- 災害時における福祉避難所の指定（1 箇所）
- 地域生活支援拠点整備における居住支援サポート実施

＜課　題＞

- 視覚障がい者が外出しやすい環境整備（点字ブロック、信号音響化）
- 災害時要援護者支援体制・避難行動支援計画の作成、福祉避難所の指定拡大
- 障がい者、高齢者仕様の住宅についての相談・情報提供体制の不足

1）福祉のまちづくり

① 外出しやすいまち

北海道の「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいのある人を始め、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた保護者など、町民が安心して暮らせるよう、障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレの整備などを進めるとともに、民間施設への協力を要請していきます。

② 公共施設のバリアフリー

今後整備する公共施設のバリアフリー化は当然のこととして、障がい者用トイレにあっては、障がいのある人・高齢者・妊婦・乳幼児を連れた保護者など、誰もが使用できる多目的トイレを整備していきます。

③ 安全対策・緊急時の対応

「中標津町災害時要援護者支援制度（避難行動要支援者）」に基づき、要支援者の登録台帳を整備し、各町内会及び民生委員・児童委員の協力を得て、地域における災害時の支援ネットワークの整備を進めます。また、災害時における避難支援フローチャートを作成して、町内会・地域支援員及び民生委員児童委員の役割分担を明確にし、地域における防災意識の高揚と災害弱者の救助に向けた体制の機能強化を図ります。

中標津消防署では聴覚障がい者の方などからの救急車の要請や火災通報について、ファクシミリを 119 番で受信することができ、福祉課にて参考様式を作成しているので周知に努めます。また、110 番通報については 110 番でのファクシミ

リ送信はできませんが、専用のファクシミリ番号（釧路方面本部 0154－31－1110）の周知や携帯メールによる通報について周知します。

２）居住環境の整備･改善

① 住まいの改善・整備

障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すり等の日常生活用具給付（住宅改修費給付）事業の周知に努めるとともに、利用を促進します。

また、障がい者・高齢者仕様の住宅についての相談・情報提供に努め、暮らしやすい住まいづくりを支援します。

② 公営住宅の整備

旭第２団地の建替事業が完了し、今後、泉団地、東中団地の建替事業に着手する予定です。平成 29 年度現在、耐用年数を経過する住宅が 3 割を占め、計画的な更新プログラムを検討する必要があります。

公営住宅については､引き続き老朽住宅の建替えを推進し､建替えに当っては、ユニバーサルデザインを採用し、高齢者・障がい者が暮らしやすい住宅の確保に努めます。

国は、高齢者世帯や障がい者世帯などの住宅確保要配慮者の需要に対応するため、民間賃貸住宅や空きやを活用した新たな住宅セーフティネット制度を創設したところです。当制度は、住宅確保要配慮者向け住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行うとともに、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の円滑な入居等を図るための活動への支援を行うものです。

本町においても、新たな制度を活用し、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図るための検討が必要です。

③ 住居入居等支援

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な調整や、家主等への相談・助言通じて住宅の確保につながる居住支援機能を根室圏域障がい者総合相談支援センターに設けて、居住サポートを実施します。

第５章　中標津町障がい福祉計画

5-1 基本的な考え方

（1）障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

1）障がい者の望む地域生活の支援

① 自立生活援助の創設

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスが新たに創設されました。

■自立生活援助サービスのイメージ

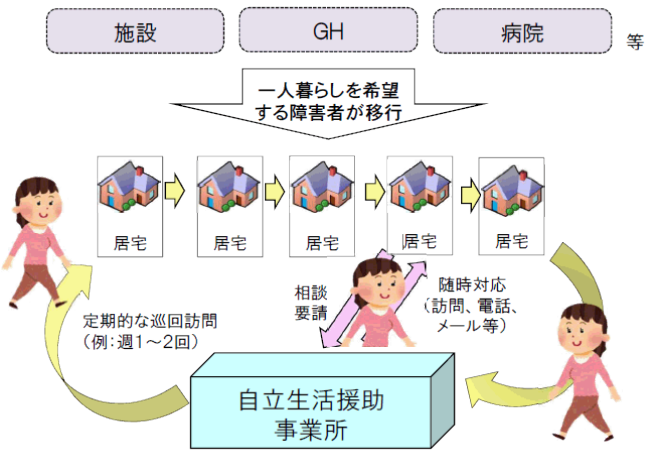

◆対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等。

◆支援内容

定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

② 就労定着支援の創設

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、今後、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられます。そのため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスが新たに創設されました。

■就労定着支援サービスのイメージ

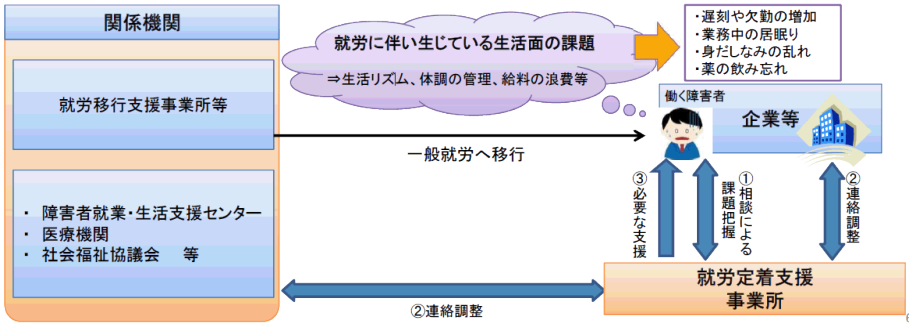

◆対象者
　就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。

◆支援内容
　障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。

③ 重度訪問介護の訪問先の拡大

　最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるようになりました。

④ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

　65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられました。

2）障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

① 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

　重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスが新たに創設されました。

■居宅訪問型児童発達支援サービスのイメージ

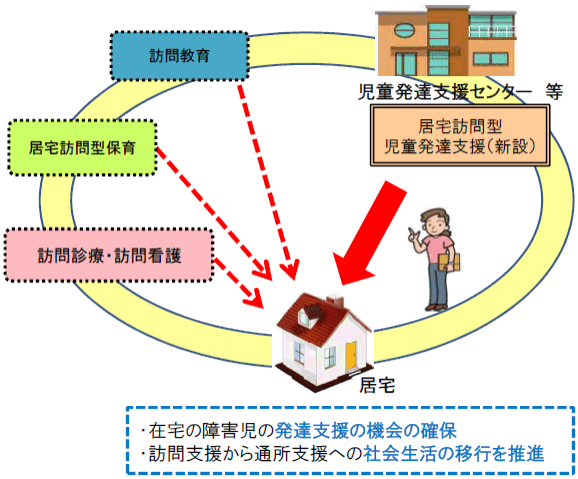

◆対象者
　重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。

◆支援内容
　障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施。

② 医療的ケアを要する障がい児への支援

医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることになりました。

③ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

■保育所等訪問支援の支援対象の拡大のイメージ

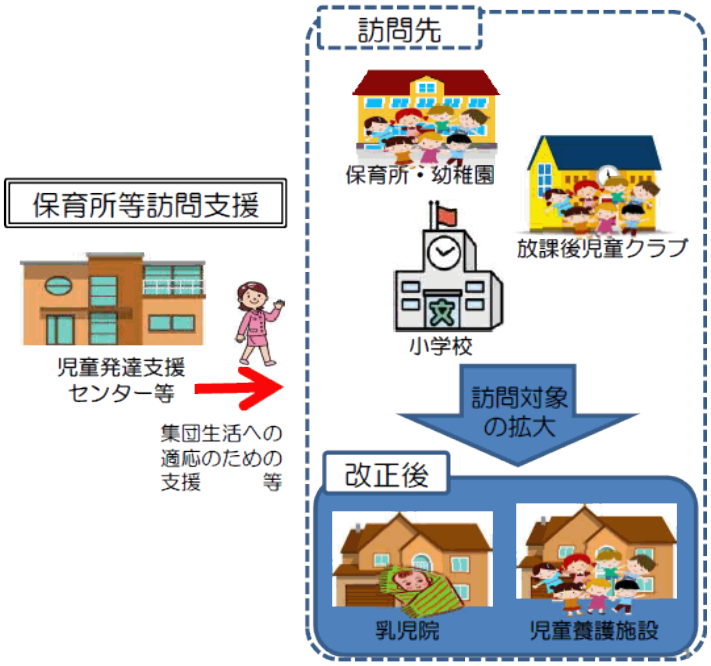

◆対象者の拡大

乳児院、児童養護施設に入所している障がい児を対象者として追加。

◆支援内容

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

（2）基本理念

「障がい福祉計画」策定に当たって国から示された「基本指針」では、次のような基本的理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村障害福祉計画において数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

第５期障がい福祉計画策定に向けた国の考え

基本理念

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④ 地域共生社会の実現に向けた取組
⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

第５期のポイント

① 地域における生活の維持及び継続の推進
- 地域生活支援拠点等の整備を一層進める
- 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する

② 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する
- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る

③「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む

④ 発達障がい者支援の一層の充実
- 地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障がい者支援地域協議会を設置
- 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする

（3）障がい福祉計画・障がい児福祉計画が目指す目的

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

（4）障害者支援法に基づく給付・事業

サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

入所施設のサービスは、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分かれており、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

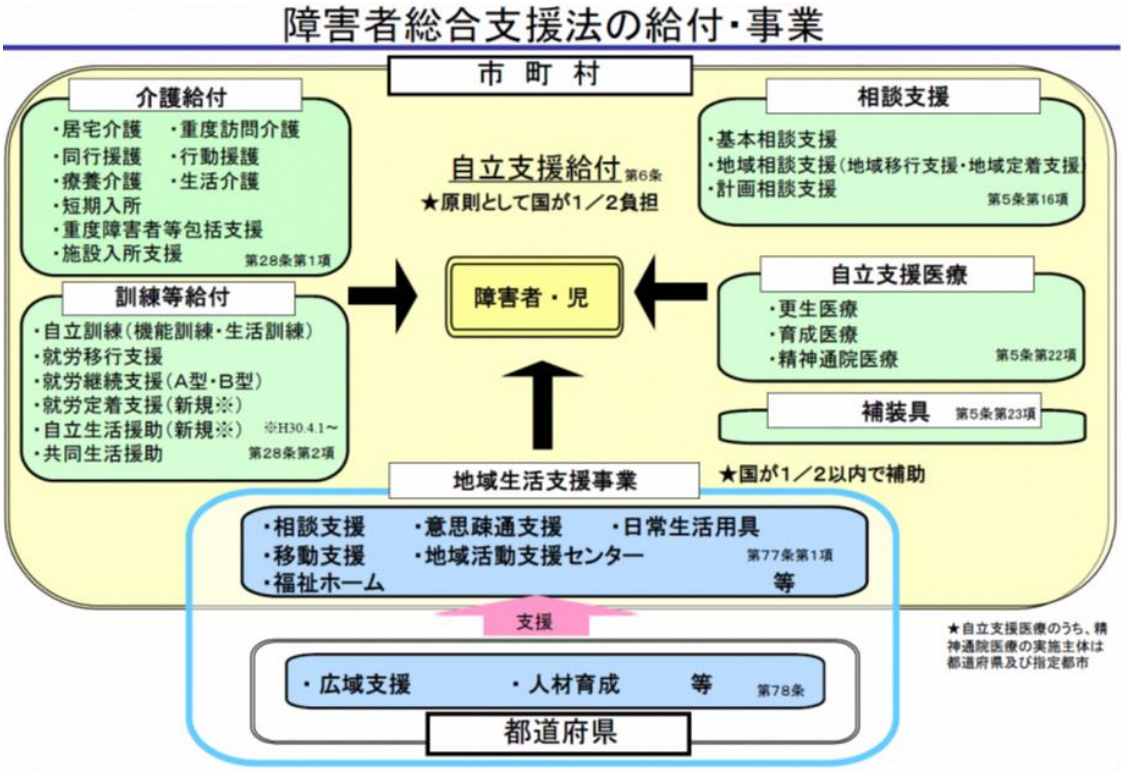

資料：厚生労働省

5-2 平成 32（2020）年度の成果目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
【施設入所者の地域生活移行数】 （1）平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者の９％以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。 （2）平成 32 年度末の施設入所者数が、平成 28 年度末時点の施設入所者数から２％以上減少することを基本として目標値を設定する。

項　　目	数　　値	考　え　方
入所者数（人）	39 人	平成 29 年３月 31 日の施設入所者数
目標年度（H32 年度）の地域生活移行者数（人）	３人	平成 29 年度末時点の施設入所者の９％以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定
目標年度（H32 年度）の施設入所者数の減少見込数（人）	２人	平成 32 年度末の施設入所者数が、平成 28 年度末時点の施設入所者数から２％以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定

（2）福祉施設から一般就労への移行目標

１）一般就労移行者数

国の基本指針
【一般就労移行者数】 平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

項　　目	数　　値	考　え　方
平成 28 年度の一般就労移行者数（人）	４人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度（H32 年度）の年間一般就労移行者数（人）	６人	考　え　方 特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定

２）就労移行支援事業所利用者数

国の基本指針
【就労移行支援事業所利用者数】 平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の２割以上増加することを目指して目標値を設定する。

項　　目	数　　値	考　え　方
平成 28 年度の就労移行支援事業所利用者数（人）	０人	平成 29 年３月の就労移行支援事業所利用者数
平成 32 年度の就労移行支援事業所利用者数（人）	７人	平成 32 年度末の就労移行支援事業所利用者数が、平成 28 年度末利用者数から２割以上増加することを基本として、地域の実情を踏まえて設定

（3）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
【保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置】 平成 32 年度末までに、すべての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 なお、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

項　　目	設置の有無	目　標　設　定
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	有	平成 32 年度末までに、協議の場の設置に努める

（4）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針
【地域生活支援拠点等の整備（箇所）】 平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本として設定する。

項　　目	数　　値	考　え　方
地域生活支援拠点等の整備（箇所）	１箇所	平成 30 年度において根室圏域（1 市 4 町）に 1 箇所体制整備

5-3 障害福祉サービス等の提供状況（実績）

（1）居住系サービス

居住系サービスの利用状況をみると、共同生活援助は、町内において 7 棟のグループホームが開設（町営 1 棟、法人 6 棟）となり、計画値を上回る実績となっています。

施設入所支援の利用者の方は、重度の障がいの方が多く、地域移行を促進するには環境面、人材等の確保が課題であり、なかなか進まない現状です。

１）共同生活援助（グループホーム）：訓練等給付

単位：人/月

区　分	年度	H27	H28	H29
合　　計	計画	40	42	44
	実績	43	44	45
達成率	（%）	107.5	104.8	102.2

※平成29年度は、10月現在の実績

２）施設入所支援

単位：人/月

区　分	年度	H27	H28	H29
施設入所支援	計画	42	40	38
	実績	42	39	38
達成率	（%）	100.0	97.5	100.0

※平成29年度は、10月現在の実績

（2）日中活動系サービス

療養介護及び就労継続支援（A 型）は、利用者が計画値より大きくなっています。
生活介護は、計画値より約１割減の利用でした。
就労継続支援（B 型）は、ほぼ計画値どおりの実績となっています。

１）療養介護：介護給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	7	7	7
		実績	7	10	11
達成率		（%）	100.0	142.9	157.1

※平成29年度は、10月現在の実績

２）生活介護：介護給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	53	53	53
		実績	53	48	48
達成率		（%）	100.0	90.6	90.6
利用量	（人日/月）	計画	1,167	1,167	1,167
		実績	1,128	1,023	986
達成率		（%）	96.7	87.7	84.5

※平成29年度は、10月現在の実績

３）自立訓練（機能訓練）：訓練等給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
達成率		（%）	－	－	－
利用量	（人日/月）	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
達成率		（%）	－	－	－

４）自立訓練（生活訓練）：訓練等給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
達成率		（%）	－	－	－
利用量	（人日/月）	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
達成率		（%）	－	－	－

５）宿泊型自立訓練

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	0	0	0
		実績	0	0	1
達成率		（%）	－	－	－
利用量	（人日/月）	計画	0	0	0
		実績	0	0	9
達成率		（%）	－	－	－

※平成29年度は、10月現在の実績

６）就労移行支援：訓練等給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	4	5	7
		実績	3	0	0
達成率		（%）	75.0	0.0	0.0
利用量	（人日/月）	計画	92	115	161
		実績	65	0	0
達成率		（%）	70.7	0.0	0.0

※平成29年度は、10月現在の実績

７）就労継続支援（Ａ型）：訓練等給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	40	42	42
		実績	39	46	44
達成率		（%）	97.5	109.5	104.8
利用量	（人日/月）	計画	840	882	882
		実績	818	876	980
達成率		（%）	97.4	99.3	111.1

※平成29年度は、10月分の実績

８）就労継続支援（Ｂ型）：訓練等給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	52	53	54
		実績	53	53	54
達成率		（%）	101.9	100.0	100.0
利用量	（人日/月）	計画	1,196	1,219	1,242
		実績	1,048	1,047	1,056
達成率		（%）	87.6	85.9	85.0

※平成29年度は、10月現在の実績

９）短期入所（福祉型）：介護給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	7	7	7
		実績	2	0	1
達成率		（%）	28.6	0.0	14.3
利用量	（人日/月）	計画	53	53	53
		実績	10	0	2
達成率		（%）	18.9	0.0	3.8

※平成29年度は、10月現在の実績

１０）短期入所（医療型）：介護給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	1	1	1
		実績	0	0	1
達成率		（%）	0.0	0.0	100.0
利用量	（人日/月）	計画	5	5	5
		実績	0	0	3
達成率		（%）	0.0	0.0	60.0

※平成29年度は、10月現在の実績

（3）訪問系サービス

主に居宅介護（ホームヘルプ）ですが、利用量は増加傾向にあります。

重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援の利用実績はありませんが、視覚障がい者の外出支援である同行援護については、第4期から引き続き2名の利用がありました。

１）居宅介護（ホームヘルプ）：介護給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	13	14	15
		実績	14	17	19
達成率		（%）	107.7	121.4	126.7
利用量	（時間/月）	計画	200	220	240
		実績	177	250	273
達成率		（%）	88.5	113.6	113.8

※計画値と実績は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の合計
※平成29年度は、10月現在の実績

２）重度訪問介護：介護給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	実績	0	0	0
利用量	（時間/月）	実績	0	0	0

※平成 29 年度は、10 月現在の実績

３）行動援護：介護給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	実績	0	0	0
利用量	（時間/月）	実績	0	0	0

※平成 29 年度は、10 月現在の実績

４）同行援護：介護給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	実績	2	2	2
利用量	（時間/月）	実績	6	13	6

※平成 29 年度は、10 月現在の実績

５）重度障害者等包括支援：介護給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	実績	0	0	0
利用量	（時間/月）	実績	0	0	0

（4）相談支援等

計画相談支援は、平成27年4月から原則として障害福祉サービスの利用者全員が利用することになりました。平成27～29年度において、年間約200人近くのサービス利用計画の作成支援を行いました。

補装具の給付については、平成27年度～29年度では計画値の7割程度の実績となっています。

1）計画相談支援

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/年）	計画	180	185	190
		実績	180	185	190
達成率		（%）	100.0	100.0	100.0

※平成29年度は、10月現在の実績

2）地域移行支援

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/年）	計画	2	2	2
		実績	1	0	1
達成率		（%）	50.0	0.0	50.0

※平成29年度は、10月現在の実績

3）地域定着支援

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/年）	計画	1	1	1
		実績	3	6	6
達成率		（%）	300.0	600.0	600.0

※平成29年度は、10月現在の実績

4）補装具の給付

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
件　　数	（件/年）	計画	50	50	50
		実績	37	38	32
達成率		（%）	74.0	76.0	64.0

※平成29年度は、10月現在の実績

（5）地域生活支援事業

移動支援事業の利用者はほぼ計画どおりですが、利用時間数は計画値までの利用はありません。

地域活動支援センター事業では、計画値を上回る利用実績がありました。

１）相談支援事業

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
箇所数	（箇所）	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
達成率		（%）	100.0	100.0	100.0

２）成年後見制度利用支援事業

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
実利用者数	（人）	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
達成率		（%）	0.0	0.0	0.0

３）意思疎通支援事業

手話通訳者等派遣事業	単位	年度	H27	H28	H29
実利用者数	（人/月）	計画	3	3	3
		実績	3	3	2
達成率		（%）	100.0	100.0	66.7

※平成29年度は、10月現在の実績

4）日常生活用具給付等事業

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
介護訓練 支援用具	(件/年)	計画	3	3	3
		実績	0	0	4
達成率		(%)	0.0	0.0	133.3
自立生活 支援用具	(件/年)	計画	5	5	5
		実績	4	2	5
達成率		(%)	80.0	40.0	100
在宅療養等 支援用具	(件/年)	計画	5	5	5
		実績	7	11	11
達成率		(%)	140.0	220.0	220.0
情報・意思疎通 支援用具	(件/年)	計画	6	6	6
		実績	8	2	1
達成率		(%)	133.3	33.3	16.7
排泄管理 支援用具	(件/年)	計画	550	550	550
		実績	432	482	436
達成率		(%)	78.5	87.6	79.3
住宅改修費	(件/年)	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0.0	0.0	0.0

※平成29年度は、10月現在の実績

5）手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業	単位	年度	H27	H28	H29
受講修了者数	(人)	計画	10	10	10
		実績	7	13	12
達成率		(%)	70.0	130.0	120.0

※登録者数を受講終了者数に改め

6）移動支援事業

区　　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	(人/月)	計画	45	45	45
		実績	41	37	37
達成率		(%)	91.1	82.2	82.2
延利用時間数	(時間/年)	計画	600	600	600
		実績	549	327	345
達成率		(%)	91.5	54.5	57.5

※平成29年度は、10月現在の実績

7）地域活動支援センター事業

区　　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	(人/月)	計画	8	8	8
		実績	10	11	10
達成率		(%)	125.0	137.5	125.0

※平成29年度は、10月現在の実績

８）訪問入浴サービス事業

区　　分	単位	年度	Ｈ27	Ｈ28	Ｈ29
実利用者数	（人/月）	実績	2	2	3
延べ回数	（回/年）	実績	90	99	68

※平成29年度は、11月現在の実績

９）日中一時支援事業

区　分	単位	年度	Ｈ27	Ｈ28	Ｈ29
利用者数	（人/月）	計画	20	20	20
		実績	10	14	12
達成率		（%）	50.0	70.0	60.0

※平成29年度は、10月現在の実績

5-4 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

（1）居住系サービス

【サービス見込量】

サービス種別		単位	30 年度（見込）（2018）	31 年度（見込）（2019）	32 年度（見込）（2020）
1	自立生活援助	利用者数(人)	0 人	0 人	0 人
2	共同生活援助	利用者数(人)	48 人	50 人	52 人
3	施設入所支援	利用者数(人)	38 人	38 人	37 人
合　　計		利用者数(人)	86 人	88 人	89 人

【整備見込量】

サービス種別		単位	29 年度（実績）（2017）	30 年度（見込）（2018）	31 年度（見込）（2019）	32 年度（見込）（2020）
1	共同生活援助	定員数(人)	49 人	56 人	56 人	63 人

※各年度の3月31日の定員数

1）自立生活援助

主な対象者	実施内容
障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

2）共同生活援助（グループホーム）

主な対象者	実施内容
障がい者（身体障がい者にあっては、65 歳未満の人又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

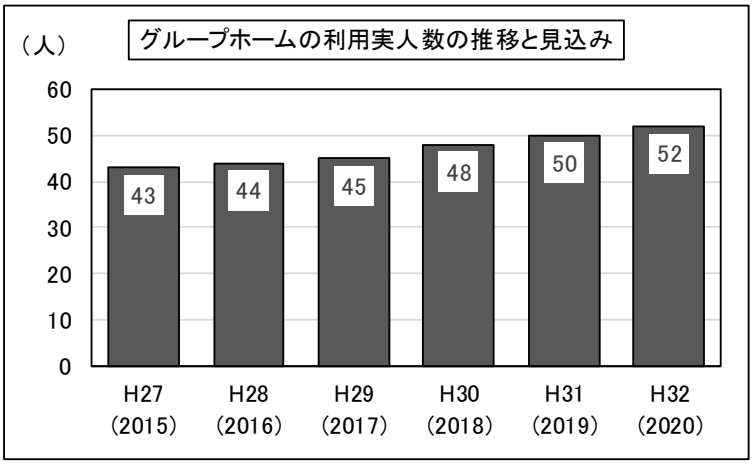

３）施設入所支援

主な対象者	実施内容
① 生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の人（50歳以上の場合は区分３以上） ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人 ③ 就労継続支援Ｂ型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する人又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する人であって、区分４（50 歳以上の人は区分３）より低い人で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた人	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

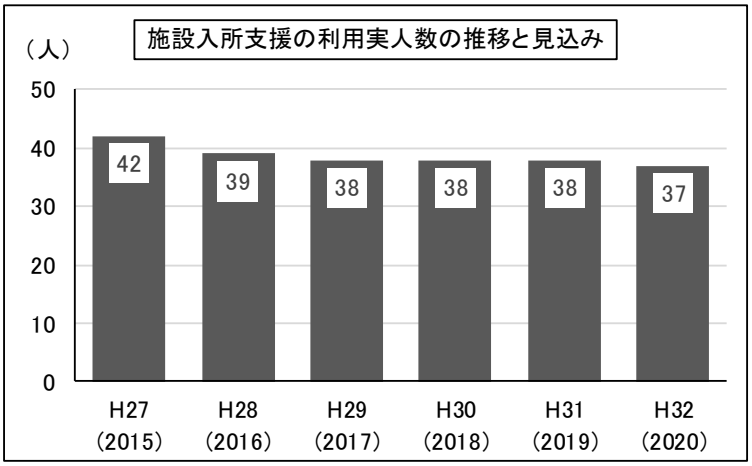

【確保の方策】

平成 29 年 12 月末現在、町内には 7 棟のグループホーム（町営 1 棟、法人 6 棟）があり、49 名の定員を要する住まいの場が確保されています。高等養護学校卒業生の進路選択が広まり、また町外施設や病院等からの地域生活移行に繋がっています。

今後も日中活動系サービスの確保と一体として考え、グループホームが開設しやすい条件整備を図ります。

町内には入所施設がないため、各圏域の基幹相談支援センター、入所施設事業所との連携強化に努め、利用者が必要に応じたサービスが受けられるよう情報提供に努めます。

（2）日中活動系サービス

サービス種別		単位	30 年度（見込）（2018）	31 年度（見込）（2019）	32 年度（見込）（2020）
1	療養介護	利用者数(人)	11 人	11 人	11 人
2	生活介護	利用者数(人)	51 人	52 人	53 人
		利用量(人日/月)	1.120 人日	1.145 人日	1.165 人日
3	自立訓練（機能訓練）	利用者数(人)	0 人	0 人	0 人
		利用量(人日/月)	0 人日	0 人日	0 人日
4	自立訓練（生活訓練）	利用者数(人)	0 人	0 人	0 人
		利用量(人日/月)	0 人日	0 人日	0 人日
5	自立訓練（宿泊型）	利用者数(人)	1 人	1 人	1 人
		利用量(人日/月)	20 人日	20 人日	20 人日
6	就労移行支援	利用者数(人)	6 人	8 人	10 人
		利用量(人日/月)	138 人日	184 人日	230 人日
7	就労継続支援(A 型)	利用者数(人)	48 人	50 人	52 人
		利用量(人日/月)	960 人日	1,000 人日	1,040 人日
8	就労継続支援(B 型)	利用者数(人)	54 人	55 人	56 人
		利用量(人日/月)	1,242 人日	1,265 人日	1,288 人日
9	就労定着支援	利用者数(人)	0 人	0 人	0 人
10	短期入所（福祉型）	利用者数(人)	4 人	4 人	4 人
		利用量(人日/月)	30 人日	30 人日	30 人日
	短期入所（医療型）	利用者数(人)	2 人	2 人	2 人
		利用量(人日/月)	10 人日	10 人日	10 人日
合　　計		利用者数(人)	177 人	183 人	189 人
		利用量(人日/月)	3,520 人日	3,654 人日	3,782 人日

１）療養介護

主な対象者	実施内容
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ①ＡＬＳ患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、区分６の人 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、区分５以上の人 ③改正前の児童福祉法第 43 条に規定する重症心身障害児施設に入居した人又は改正前の児童福祉法第７条第６項に規定する指定医療機関に入所した人であって、平成 24 年４月１日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

２）生活介護

主な対象者	実施内容
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が支援な人で、 ①区分３（障害者支援施設に入所する場合は区分４）以上 ②50 歳以上の場合は、区分 2 以上（施設入所は区分３以上） ③生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する人であって、区分 4（50 歳以上の者は区分３）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた人	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

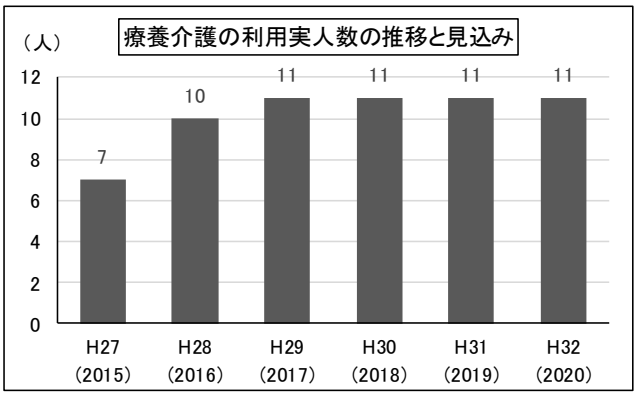

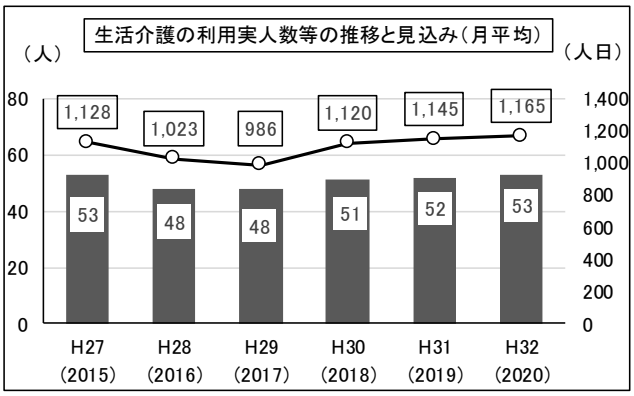

【確保の方策】

療養介護の対象者について、必要なサービス量の確保を図ります。

生活介護の対象者は、主に施設入所者となっている現状があり、施設入所者の利用計画と整合性を取りながらプラスアルファとなる必要なサービス量を確保していきます。

３）自立訓練（機能訓練）

主な対象者	実施内容
地域生活を営む上で、身体機能･生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者 ①入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

４）自立訓練（生活訓練）

主な対象者	実施内容
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者 ① 入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

５）自立訓練（宿泊型）

主な対象者	実施内容
自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

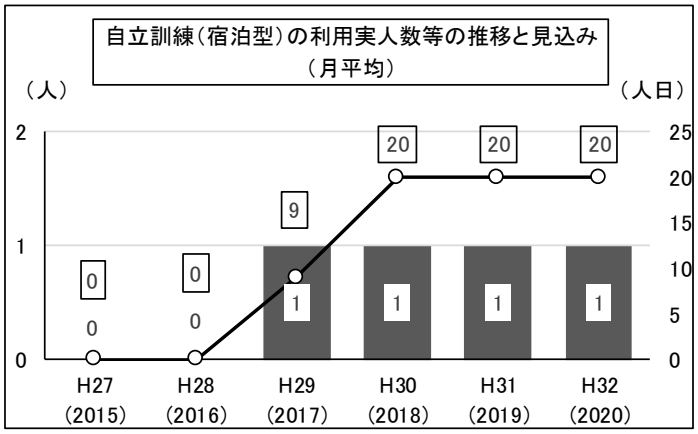

【確保の方策】

第４期計画期間中に、自立訓練（宿泊型）の利用がありました。
ニーズに応じて、必要な支援を行います。

６）就労移行支援

主な対象者	実施内容
就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人 ①就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する人	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

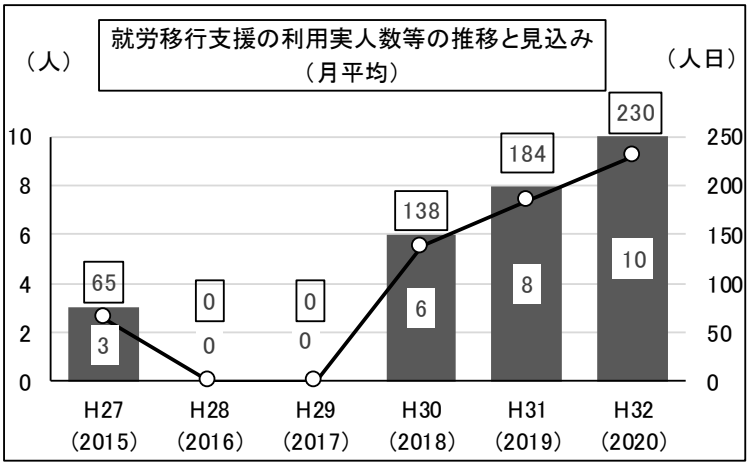

７）就労継続支援（Ａ型）

主な対象者	実施内容
企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（利用開始時65歳未満の者） ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③ 就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

８）就労継続支援（Ｂ型）

主な対象者	実施内容
就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ① 就労経験があるが､年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ② 就労移行支援を利用したが､B型の利用が適当と判断された人 ③ 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金１級受給者	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

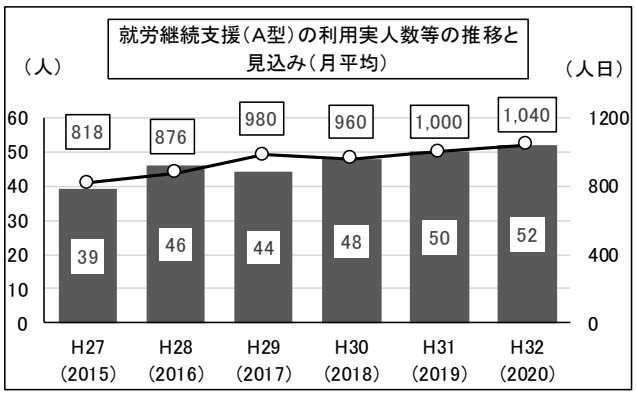

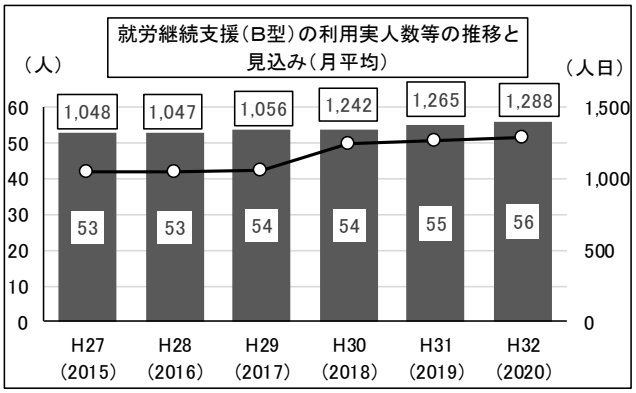

【確保の方策】

第４期計画期間中において、就労継続支援（Ａ型）･（Ｂ型）は利用者数が定着してきている状況です。平成 30 年１月には町内に就労移行支援事業所が開設されました。

町内のグループホーム整備が充実し、同時に日中の活動の場が必要となりますので、就労支援の利用者は伸びることが予想されます。

一般就労から福祉的就労まで多様な形で生きがいをもって働けるよう、福祉・雇用・教育等の関係機関のネットワークを強化し、安定したサービスの提供に努めます。

９）短期入所

主な対象者	実施内容
居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がい者 ＜福祉型（障がい者支援施設等において実施）＞ ① 区分1以上である障がい者 ② 障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児 ＜医療型（病院、診療所、介護老人保護施設において実施）＞ 遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障がい児・者　等	障がい者支援施設、児童福祉施設その他の施設で、短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

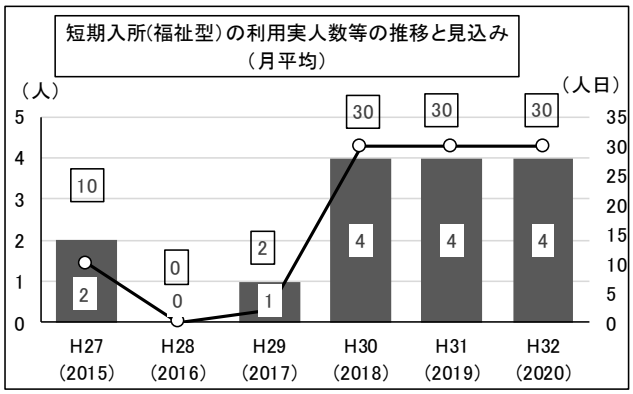

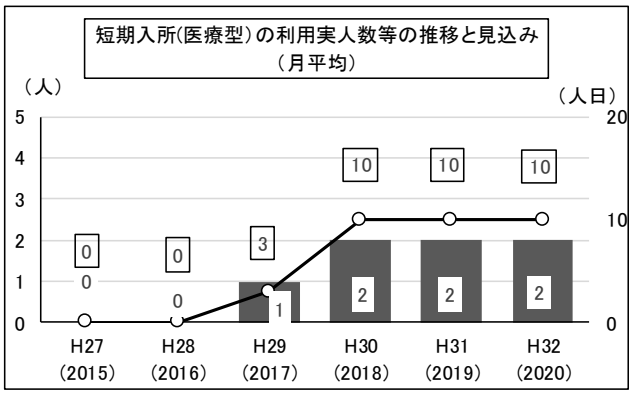

【確保の方策】

家族のレスパイトや本人の気分転換などのための短期入所が増えることが見込まれます。利用者が必要とするときに利用できるよう、また、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者への働きかけ、本人の希望を尊重した給付の決定を行います。

（3）訪問系サービス量の見込み

サービス種別		単位	30 年度（見込）（2018）	31 年度（見込）（2019）	32 年度（見込）（2020）
1	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間数（時間/月）	270 時間	280 時間	290 時間
		利用者数(人)	18 人	19 人	20 人

1）居宅介護（ホームヘルプ）

主な対象者	実施内容
区分１以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である人	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

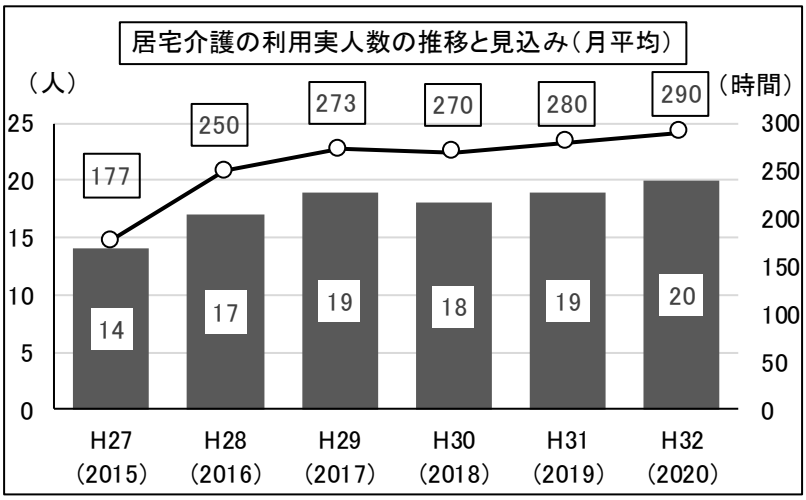

2）重度訪問介護

主な対象者	実施内容
重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者 具体的には、区分4以上であって、下記のいずれかに該当する人 ① 二肢以上に麻痺等がある人であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている人 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

３）同行援護

主な対象者	実施内容
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が１点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが１点以上である人	外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

４）行動援護

主な対象者	実施内容
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する人で、区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である人	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

５）重度障害者等包括支援

主な対象者	実施内容
常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人 具体的には、区分6（障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人 ①　四肢の全てに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する人 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

【確保の方策】

施設、病院等からの地域生活移行に伴い、居宅介護の利用希望者は増加傾向にあり、又支給量の増加を望む声にも支給量上限の範囲内で対応し、必要な支給量について確保を図ります。

同行援護についても、利用者の希望に応じて必要な支給量を確保します。

（4）相談支援等

区　　分		単位	30 年度（見込）（2018）	31 年度（見込）（2019）	32 年度（見込）（2020）
1	計画相談支援	利用者数(人)	200 人	210 人	220 人
2	地域移行支援	利用者数(人)	1 人	1 人	1 人
3	地域定着支援	利用者数(人)	7 人	7 人	7 人
4	補装具費給付	利用件数（件）	40 件	40 件	40 件

１）計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）

主な対象者	実施内容
障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

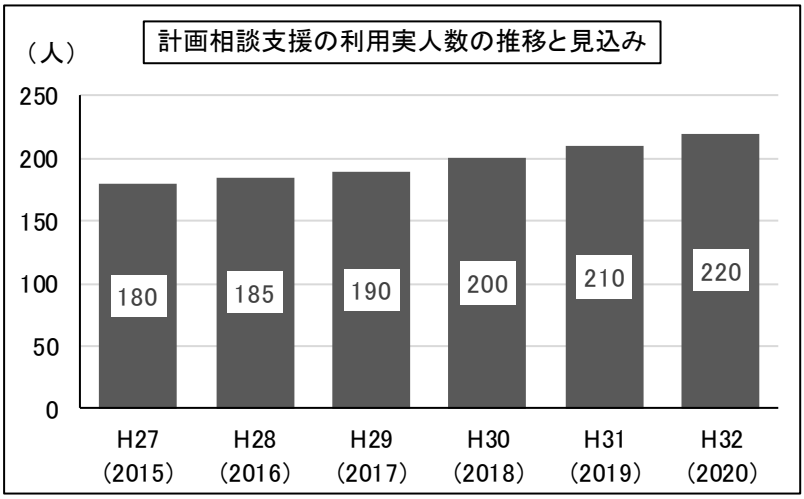

２）地域移行支援

主な対象者	実施内容
障害者支援施設等に入所している障がい者 精神科病院に入院している精神障がい者（１年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める人）	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

３）地域定着支援

主な対象者	実施内容
居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

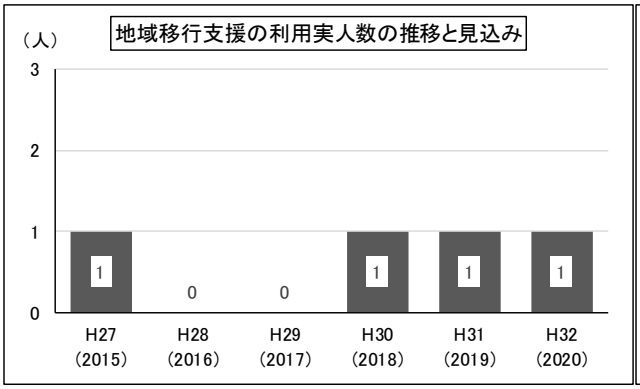

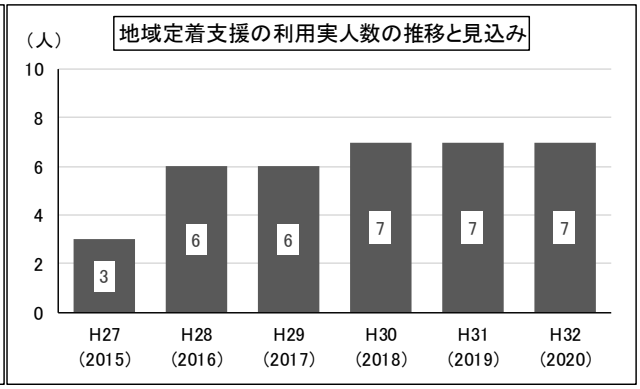

４）補装具費の給付

主な対象者	実施内容
補装具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等 ※難病患者等については、政令に定める疾病に限る	障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの）について、補装具の購入又は修理に要した費用（基準額）の100分の90に相当する額（補装具費）を支給します。

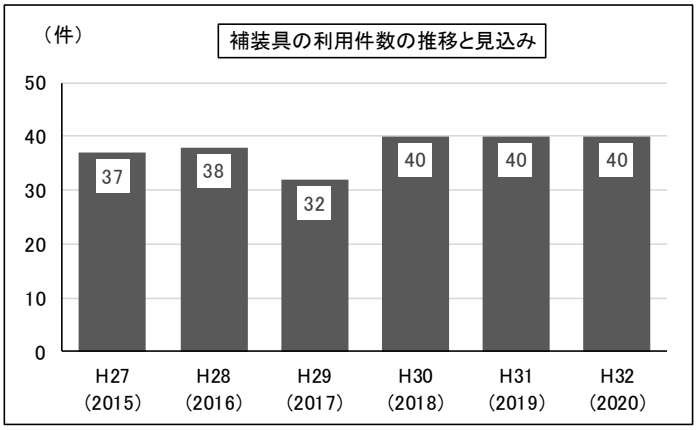

【確保の方策】

障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「相談支援」については、相談支援事業者によるサービス提供を促進します。

障がい者が望む地域での生活を支援するために、相談支援事業者と連携を図りながら地域移行・地域生活の定着に関する相談やその他の便宜供与を行なう体制や制度の整備に努めます。

車いす、義足などの交付・修理など、補装具給付事業の周知と利用促進に努めます。

（5）地域生活支援事業（市町村事業）

区　　分	単位	30 年度(見込)(2018)	31 年度(見込)(2019)	32 年度(見込)(2020)
（1）理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
（2）自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
（3）相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有
（4）成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数(人)	1 人	1 人	1 人
（5）成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
（6）意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数(人)	2 人	2 人	2 人
②手話通訳者設置事業	実設置見込み者数(人)	0 人	0 人	0 人
（7）日常生活用具給付等事業				
① 介護･訓練支援用具	件数	3 件	3 件	3 件
② 自立生活支援用具	件数	5 件	5 件	5 件
③ 在宅療養等支援用具	件数	5 件	5 件	5 件
④ 情報･意思疎通支援用具	件数	6 件	6 件	6 件
⑤ 排泄管理支援用具	件数	550 件	550 件	550 件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	1 件	1 件	1 件
（8）手話奉仕員養成研修事業	受講修了者(人)	10 人	10 人	10 人
（9）移動支援事業	実利用見込み者数(人)	40 人	40 人	40 人
	延べ利用見込み時間数(時間)	500 時間	500 時間	500 時間
（10）地域活動支援センター				
①自市町村所在分	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実利用見込み者数(人)	12 人	12 人	12 人
②他市町村所在分	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	実利用見込み者数(人)	0 人	0 人	0 人

１）理解促進事業・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。

地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とします。

【確保の方策】

本町では障がいのある子ない子も一緒に参加する中標津町フレンドリー・サマーキャンプを平成６年から継続して開催しています。この事業は、小・中・高校の児童生徒が、多様な交流活動を経験することにより、社会性を養い、豊かな人間形成を図る中で、障がい児童生徒等に対する正しい理解と認識を深めることも目指しているものです。今後も継続して開催するとともに、学級・学校や地域など様々な交流教育を推進していきます。

障がいのあるなしに関わらず、自由に、気軽に集える場所として共生型交流センターを整備しました。より多くの方が利用できるよう施設の周知にも努めます。

２）自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います

【確保の方策】

障がいのある人の社会参加を促進するため、その家族又は障がい者団体等が自主的に取り組む活動に対し支援を行っていきます。

３）相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

【確保の方策】

引き続き、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を根室管内１市４町で設置し、身近な相談支援が行えるよう専門相談員を配置して、管内住民からの専門的な相談体制を構築し、障がい者支援の確保を図り、必要な援助を行います。

４）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者･精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する制度です。

【確保の方策】

現在利用者はありませんが、該当者又は利用が必要と思われる障がいのある人には、迅速に対応できる体制づくりを進めます。

５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

【確保の方策】

障がい者の権利を擁護するため、中標津町成年後見支援センター、中標津町社協成年後見・権利擁護センターと連携しながら、成年後見制度の普及啓発と相談支援体制の充実を図ります。又、市民後見人の養成や専門職との連携により、成年後見が必要な障がい者の方に対応できるよう体制整備の充実に努めます。

６）意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がい者等とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

【確保の方策】

関係機関と連携しながら、地域における手話通訳者や要約筆記者の把握に努めるとともに、コミュニケーション支援事業の周知を進めサービスの利用を促します。

７）日常生活用具給付等事業

障がい者・障がい児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与するサービスです。

【確保の方策】

日常生活用具に関する情報提供を充実するとともに、障がいの特性に合った適切な給付又は貸与を行ないます。

８）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会

生活を営むことができるようにすることを目的とします。

【確保の方策】
手話通訳派遣センター、他関係機関の協力のもと平成 24 年度より手話奉仕員養成講座を開始しており、今後も人材育成の為に事業の周知に努めます。

９）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【確保の方策】
多くの人が円滑にサービスを利用でき、ニーズに応えられるような事業の実施に努めます。

１０）地域活動支援センター事業（基礎事業）

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

【確保の方策】
本町では、NPO 法人「森の家」に事業を委託して実施しています。施設規模や指導体制から、新たな通所希望者の受入れ先や方法の検討が必要となっています。
機能強化事業の実施についても併せて、引き続き検討していきます。

１１）その他の事業

① 訪問入浴サービス業

入浴が困難な重度身体障がい者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。
今後は、回数の増加について、検討していきます。

② 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。

特に障がい児を養育している保護者は、ちょっとした用事や急な用事が生じた場合に一時的に預かってくれる場が必要であり、平成 23 年度より事業を実施しています。

第６章　第１期障がい児福祉計画

6-1 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法第 2 条第 2 項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要です。

また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障がい児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があります。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要があります。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要があります。

加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要です。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障がい児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要です。

（3）地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。

（4）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

１）重症心身障がい児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

２）医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要です。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、町においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要であります。このコーディネーターは、医療的

ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っています。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えないとされています。

３）高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要があります。

４）虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要です。

５）障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。

6-2 平成 32（2020）年度の成果目標

（1）障がい児支援の提供体制の整備

１）重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを確保

国の基本指針
【児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所】 重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。 なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。

項　　目	目標値	目 標 設 定
ア　児童発達支援事業所	１箇所	平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を１か所以上確保に努める
イ　放課後等デイサービス	１箇所	平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を１か所以上確保に努める

２）医療的ケア児支援の協議の場の設置（H30 年度末まで）

国の基本指針
【医療的ケア児支援の協議の場の設置】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県の関与の下、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

項　　目	設置の有無	目 標 設 定
医療的ケア児支援の協議の場の設置	有	平成 30 年度末までに、協議の場の設置に努める

３）児童発達支援センターの設置

国の基本指針
【児童発達支援センターの設置】 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに設置に向けて検討していきます。

４）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針
【保育所等訪問支援を利用できる体制の構築】 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、平成 32 年度末までに本町において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について検討していきます。

6-3 障がい児福祉サービスの提供状況（実績）

（1）障がい児通所支援

1）児童発達支援

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業です。
未就学児を対象とし、身近な地域で障がい児支援を行ないます。

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	42	42	42
		実績	43	57	53
達成率		（%）	102.4	135.7	126.2
利用量	（人日/月）	計画	135	135	135
		実績	110	140	132
達成率		（%）	81.5	103.7	97.8

※平成29年度は、10月現在の実績

2）放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業です。
主に小学生以上から高校生までの学校に通っている障がい児が、学校の帰りや土・日・祭日などの学校休業日や夏休み、冬休みなどの長期休暇に利用する通所訓練施設です。

区　分	単位	年度	H27	H28	H29
利用者数	（人/月）	計画	16	17	18
		実績	19	20	23
達成率		（%）	118.8	117.6	127.8
利用量	（人日/月）	計画	160	170	180
		実績	229	322	282
達成率		（%）	143.1	189.4	156.7

※平成29年度は、10月現在の実績

3）医療型児童発達支援

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業です。
肢体不自由児など医療を必要とする障がいを抱えている児童に、医療機能を兼ね備えた、医療型児童発達支援センターや指定医療機関で発達支援を行います。

本町では、利用実績はありません。

6-4 障がい児を対象としたサービスの見込量

（1）障がい児通所支援

サービス種別	単位	30 年度（見込）（2018）	31 年度（見込）（2019）	32 年度（見込）（2020）
児童発達支援	実利用者数(人)	55 人	55 人	55 人
	実利用量(人日/月)	130 人日	130 人日	130 人日
	事業所数	1　か所	1 か所	1 か所
医療型児童発達支援	実利用者数(人)	0 人	0 人	0 人
	実利用量(人日/月)	0 人日	0 人日	0 人日
放課後等デイサース	実利用者数(人)	20 人	20 人	20 人
	実利用量(人日/月)	280 人日	280 人日	280 人日
合　　計	実利用者数(人)	125 人	127 人	128 人
	実利用量(人日/月)	410 人日	430 人日	450 人日

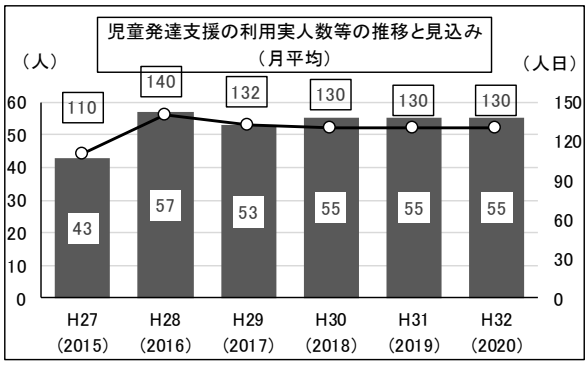

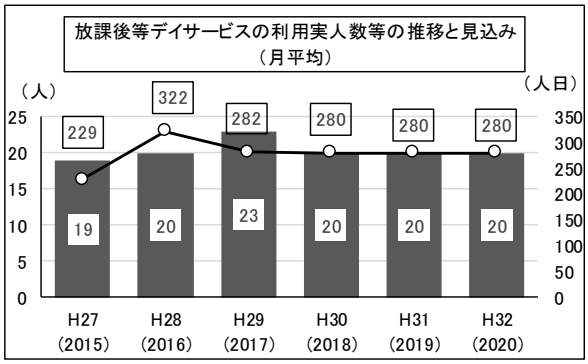

1）児童発達支援

主な対象者	実施内容
身体障がい児、知的障がい児又は精神障がい児（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象	障がい児を児童発達支援センターやその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

2）医療型児童発達支援

主な対象者	実施内容
上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に、障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。

3）放課後等デイサース

主な対象者	実施内容
就学している障がい児	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

4）保育所等訪問支援

主な対象者	実施内容
保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を図ります。

【確保の方策】

こども発達支援センターや保健センターとの連携を図りながら、発達の遅れのある子の早期発見に努め、早い段階から児童デイサービスによる指導や療育を受けられる環境を整えます。

平成 25 年 6 月から放課後等児童デイサービス「とらいあんぐる」が開所されました。障がいのある就学児童が、放課後や夏休みなどに通い日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援が受けられます。障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。

成果目標として保育所等訪問支援が位置づけられており、平成 32 年を目標に提供体制を計画的に整備していきます。また、訪問支援が円滑に行えるように関係機関の周知を図り、体制作りを行っていきます。

第７章 計画の推進に向けて

7－1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、障がいや障がいのある人についての理解を深めていくとともに、町民、ボランティア、関係機関、各種団体、民間企業などの協力が不可欠です。広く本計画の周知を図り、行政と町民等がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開されることが必要です。

また､障がいのある人の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、関係各課はもとより、障がい者団体、専門職による関連機関などとの相互協力が求められます。

さらに、本計画を効果的に推進していくため、事業の計画的実施を図るとともに、今後、計画の進捗状況の評価並びに見直し等について、検討する必要があります。

（1）計画の普及･啓発

町民､関係機関､行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため､広報誌､ホームページ等による周知を図り､本計画の普及を図るとともに､「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を地域社会全体で共有し、障がいや障がいのある人についての正しい理解を啓発していきます。

（2）理解の促進

地域社会での障がいのある人への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、特定非営利活動法人（ＮＰＯ)、ボランティア団体等、障がいのある人も含む多様な主体による障がいのある人のための取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。

（3）関係団体・関係機関の連携

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、担当課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関等の相互協力のもと、本計画の推進を図ります。

（4）計画の策定後の点検･推進体制

本計画で定めた成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価（中間評価）を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを PDCA サイクルに沿って行うことにより、支援体制整備の推進に努めます。

中間評価の際には、自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表していきます

ＰＤＣＡサイクルのプロセス

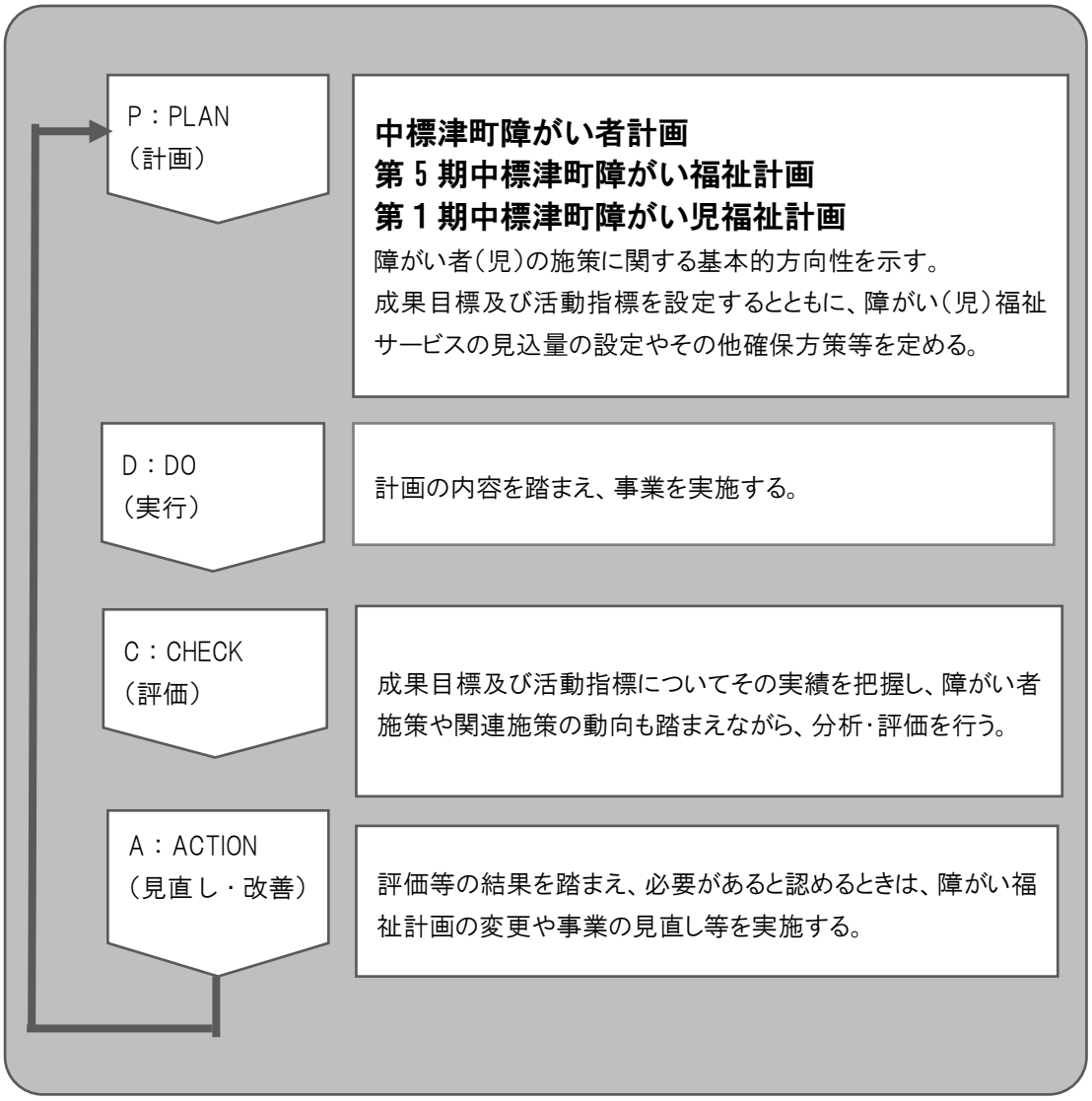

資料編

1　用語の説明

ア 行

アセスメント

一般的には環境分野において使用される用語。福祉の分野では第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指し、援助活動に先立って行われる一連の手続き。

一般就労

民間企業等で雇用関係に基づき働くこと。

インクルージョン（inclusion）

インクルーディング（including）すなわち、包み込む、包含する、部分を含むということをいう。障害のある人を含むすべての人が、学校や地域社会で必要とする個々のニーズに応じた適切な支援を保障され、教育を受けたり生活したりすることを意味する。

ＮＰＯ（Non Profit Organization）

民間非営利組織。平成 10 年（1998 年）12 月に特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）が施行。所管庁が法人格の認証を与える。保健・医療・福祉の増進、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興等 12 分野での住民の自発的で非営利な活動団体。

オストメイト

オストメイトとは、人工肛門や人工膀胱（これをストマという）を腹部に造設した人のこと。

カ 行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

共生社会

多様な人びとが、文化や慣習、生活習慣、価値観等の違いを認めあい、ともに尊重しあって生活できる社会のこと。人間同士だけでなく人間と自然･生物とが共存共栄した社会も共生社会という。

ケアマネジメント

障害者の地域生活を支援するため、一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏

まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスを提供するための調整。保健・医療・福祉のほか教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源（社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体等）を結びつけるための調整を行う。

言語聴覚士（Speech Therapist；ＳＴ）

言語障害者が話せるようになるために、その治療や訓練を行う専門職。言語障害の診断・治療・予防といった医学的知識や、発語訓練への習熟、他職種とのチームワークについてなど幅広い知識が必要。国家資格で法律により業務が定められている。

権利擁護（アドボカシー）（advocacy）

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障害

病気や事故などの種々の原因で脳が損傷されたために、脳の処理能力が衰え、思考・記憶･行為・言語などの障害や人格の変化、意欲の低下などの症状を伴い、正常な社会生活を営むことが困難な状態。

コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人。また、そういう職業。

合理的配慮

障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障害者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。

サ 行

災害時要援護者

災害時、避難するまでに支援が必要な高齢者や障害者、乳幼児、妊婦、外国人などの人をいう。新潟県三条市を中心に、死者 15 人を数えた平成 16 年（2004 年）7 月 13 日の水害で多くの高齢者が犠牲となった反省から対策の検討が始まり、国がガイドラインを作成した。市町村は要援護者一人ひとりの避難支援計画を作るよう求められている。

作業療法士（Occupational Therapist；ＯＴ）

身体や精神に障害のある人に対し、手芸、工作その他の作業を行わせることにより、応用的動作能力や社会的適応能力等を回復させる作業療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーションの技術者。法律により資格や業務が定められ、医師の指示に従う。

社会資源

社会ニーズを充足するために活用される、地域の施設・機関、個人･集団、資金、法律、知識、技能などをあわせた総称。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。

手話通訳者

話の内容やその場で起こっている音を手話に、又は手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障害者の社会参加を支援するための専門家。

障害支援区分

障害福祉サービスの利用に当たり、障害者の支援の必要度を表す、６段階の区分（区分１～６：区分６の方が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。

障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本的な理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障害のある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

障害者自立支援法

「障害者基本法」の基本的理念に基づき、これまで障害の種類別に異なっていた福祉サービスや公費負担医療等を統一することで、共通したサービスを提供し、障害のある人が地域で自立した生活を送ることをめざす制度。「障害者福祉サービスの一元化」「障害者がもっと働ける社会の構築」

「地域の限られた社会資源を活用できるよう規制の緩和」「サービスの支給手続きと基準の透明化、明確化」「サービス費用の利用者 1 割負担と国の費用負担の義務化」の 5 つを大きな柱とした。平成 18 年 4 月施行。平成 24 年 6 月に、障害者自立支援法に代わる新たな法として、障害者総合支援法が成立した。

障害者総合支援法

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

障害者の権利に関する条約

平成 18 年（2006 年）12 月に国連が採択。締約国は、差別をなくし、教育や雇用などあらゆる分野で障害者に健常者と同じ権利を保障する義務を負う。

日本は平成 19 年（2007 年）9 月に署名し、平成 26 年（2014 年）年 1 月に批准した。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設等の受注の機会を確保し、施設で就労する障害者が自立した生活を送るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品の調達を行うよう定めた法律。

職場適応援助者（ジョブコーチ）（job coach）

知的障害者、精神障害者等を中心とした就職及び職場適応に課題を有する障害者の雇用促進及び職業生活の安定を図るために、就職前はもとより、就職後においても個々の障害特性を踏まえて、職場等においてきめ細かな就労の支援をする人のこと。

自立支援医療

「障害者総合支援法」に基づき、身体障害を軽減又は除去するための医療（更生医療及び育成医療）及び精神疾患に対する継続的な治療（精神通院医療）を自立支援医療と位置づけ、その医療費の自己負担の一部又は全部を負担している。

成年後見制度

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。

相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

タ 行

地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づき、「地域生活支援事業」の一つとして実施。障害者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る施設。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

地域包括ケアシステム

支援が必要な人が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の５つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

注意欠陥／多動性障害（ADHD）（Ａttention-Ｄeficit/Ｈyperactivity Ｄisorder）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の発達障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援教育支援員

小・中学校において校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師と連携の上、障害児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

ナ 行

難病

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難

病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

ハ 行

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などが含まれる。

バリアフリー

障害者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。

福祉的就労

障害などの理由で一般就労できない人のために、働く場を提供する福祉のこと。

就労継続支援Ｂ型事業所等における就労なども福祉的就労であり、雇用契約などの労働関係法規の適用は受けない。

プロセス（process）

過程。工程。進行状態。

ヘルプマーク

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障害、知的障害又は妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成された、東京都によるマークである。著作権は東京都に帰属し、商標登録されている。

ボランティア（volunteer）

個人が自発的に決意・選択し、人間のもっている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）を特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含められるようになり、より多義的なものとなっている。

ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。

ボランティアセンターでは、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進している。

ヤ 行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。

要約筆記通訳者

言語・聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つである筆記を用いて通訳を行う者。

ラ 行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

理学療法士（physical therapist；ＰＴ）

治療体操・マッサージ・電気刺激などの理学療法を行う、医学的リハビリテーションの技術者。法律により資格や業務が定められ、医師の指示に従う。

リハビリテーション（rehabilitation）

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

レスパイト・ケア(休養サービス)（respite care）

レスパイトサービスともいう。介護者の一時的休息援助。介護を必要とする高齢者や障害者を、一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービス

２ 中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置規程

中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置規程

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく、中標津町障がい者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第１項の規定に基づく、中標津町障がい福祉計画の策定について、住民の意見の反映を図り、計画が本町の実情に即した実効性のある内容とするために、中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　策定委員会は、中標津町障害者自立支援協議会設置規程（平成18年規程第24号。以下「自立支援協議会設置規程」という。）第３条第２項の規定により委嘱された委員をもって構成する。

２　策定委員会は、円滑な審議と町施策との整合性を図るため研究部会を設置することができる。

（任期）

第３条　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、自立支援協議会設置規程第５条第２項の規定により選出された委員長及び副委員長をもって充てる。

３　委員長は、策定委員会の会議の議長となり、会務を統括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員長は、必要に応じて会議を招集する。

２　策定委員会は、必要に応じて研究部会員を会議に出席させることができる。

３　策定委員会は、必要に応じて関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

（庶務）

第６条　策定委員会の庶務は、町民生活部福祉課に事務局を置いて行う。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（委員の任期の経過措置）

２　施行の日から平成19年度内に委嘱する委員の任期は、第３条第１項の規定にかかわらず、平成20年３月31日までとする。

附　則（平成20年３月24日規程第３号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月30日規程第７号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年10月５日規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

３ 中標津町障害者地域自立支援協議会設置規程

中標津町障害者地域自立支援協議会設置規程

（設置）

第１条　中標津町障害者地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第44号）第２条第１項第１号に規定する相談支援事業の効果的な実施のため、地域において障害者を支えるネットワークの構築を図り、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進するために、中標津町障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１） 相談支援事業者の運営評価

（２） 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整

（３） 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議

（４） 地域の社会資源の開発、改善

（５） 相談支援機能強化事業等の活用に関する協議

（６） その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、15名以内の委員で構成する。

２　委員は、次の各号に掲げるものの中から町長が委嘱する。

（１） 障害者及びその家族

（２） 障害者団体関係者

（３） 医療関係者

（４） 教育関係者

（５） 障害サービス事業者

（６） 障害者を雇用する事業者

（７） 障害福祉関係機関

（８） 学識経験者

（９） その他、町長が認める者

（任期）

第４条　協議会委員の任期は３年とし、再任を妨げない。

２　協議会委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　協議会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により委員から選出する。

３　委員長は、協議会の会議の議長となり、会務を統括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員長は、必要に応じて会議を招集する。

２　協議会は、必要に応じて関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、町民生活部福祉課に事務局を置いて行う。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成18年10月１日から施行する。

（委員の任期の経過措置）

２　施行の日から平成19年度内に委嘱する委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成20年３月31日までとする。

附　則（平成20年３月24日規程第２号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月30日規程第７号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

4　策定委員会会議経過

回　数	開　催　日　時	会　議　内　容
第１回	平成 29 年 9 月 1 日 午後 2：30～	説明 １．中標津町障がい者計画・障がい福祉計画案の策定について
第２回	平成 30 年 1 月 22 日 午後 6：30～	議案 １．中標津町障がい者計画素案について
第３回	平成 30 年 2 月 13 日 午後 6：30～	議案 １．中標津町障がい者計画素案について ２．第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画素案について

5 中標津町障害者地域自立支援協議会委員名簿等

中標津町障害者地域自立支援協議会委員名簿
兼　中標津町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会委員名簿

（敬称略）

【任期：　平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日】

規程 3 条 2 項	氏　　名	所　　属	備　考
1 号	フジワタリ　キミヒト 藤渡　公仁	中標津町障害児者連絡協議会長	
2 号	ヤマグチ　ヨシオミ 山口　義臣	釧根地区 ADHD-LD-PDD 懇話会 中標津支部（通称　どらえもんクラブ）	
3 号	チョウジ　キヨシ 丁子　清	町立中標津病院長	
4 号	ヤマシタ　ノブヒロ 山下　信弘	北海道中標津高等養護学校長	
	ヨコザワ　エイゾウ 横澤　英三	中標津町教育支援委員会委員長 （中標津東小学校長）	
5 号	タケダ　オサム 武田　敦	中標津町社会福祉協議会事務局長	
	スズキ　タカヒロ 鈴木　隆弘	北海道社会福祉事業団 なかしべつ地域生活支援センター所長	
6 号	オオトモ　クニヒロ 大友　邦宏	ビックハウス中標津店長	
7 号	アラノ　ユウジ 荒野　裕司	根室公共職業安定所 雇用指導官	
	アキヤマ　シオコ 秋山　潮子	中標津保健所 健康推進課長	
	ハマオ　ユウキ 浜尾　勇貴	根室圏域障がい者総合相談支援センター所長	副委員長
8 号	ワタベ　ノリキ 渡部　徳樹	中標津町民生委員児童委員協議会長	委員長
	タカダ　ヒカル 高田　光	中標津町児童デイサービスセンター心理士	

中　標　津　町
障　が　い　者　計　画
第５期障がい福祉計画
第１期障がい児福祉計画

編集　中標津町町民生活部福祉課
〒086-1197　中標津町丸山２丁目 22 番地
ＴＥＬ　0153-73-3111
ＦＡＸ　0153-73-5333